



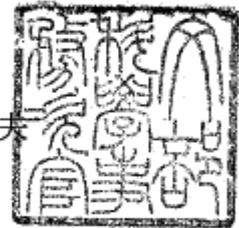
18文科初1290号

平成19年3月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 殿
各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長

文部科学事務次官

結 城 章 夫



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）

このたび、別添1のとおり「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」（以下「改正政令」という。）が平成19年3月22日に公布され、また別添2のとおり「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年文部科学省令第5号）」（以下「改正省令」という。）が、別添3のとおり「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則及び柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令」（平成19年文部科学省・厚生労働省令第1号）が、及び別添4のとおり「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示」（平成19年文部科学省告示第46号）」（以下「改正告示」という。）がそれぞれ3月30日に公布され、いずれも4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、近年の児童生徒等の障害の重複化や多様化に適切に対応するため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う特別支援教育を推進するために制定された「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」（以下「改正法」という。）の施行に伴う整備等を行うものであり、加えて改正法についての国会審議における

議論及び衆・参両院による附帯決議等を踏まえた改正も行うものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解の上、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の特別支援学校への円滑な移行のための適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、速やかに周知を図るようお願いいたします。

記

第1 改正政令の主な概要

(1) 障害のある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付け（学校教育法施行令第18条の2）

障害のある児童を①小学校に認定就学制度により就学させる場合及び②盲学校等の小学部に就学させる場合、その決定に際しては、現行規定上、専門的知識を有する者の意見を聴くものとされている。これに加え、日常生活上の状況等をよく把握している保護者の意見を聴取することにより、当該児童の教育的ニーズを的確に把握できることが期待されることから、保護者からの意見聴取の義務付けを新たに規定した。

(2) 特別支援学校が対象とする児童生徒等の障害の程度についての規定の見直し（学校教育法施行令第22条の3）

特別支援学校が対象とする児童生徒等の障害の程度について、本条は、改正法による改正後の学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）第71条の4の委任を受けて、「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校に就学させるべき（中略）心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。」と規定していた。しかし、本条に規定する障害の程度に該当する者であっても認定就学制度により小学校等に就学する場合があること等を踏まえ、「法第七十一条の四の政令で定める（中略）障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。」との規定ぶりに改めた。

(3) 特別支援学校の小学部及び中学部に係る建物の整備に対する国庫負担に関する規定の整備（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条及び第8条）

特別支援学校の小学部及び中学部に係る建物の整備に対する国庫負担を行う際の学級数に応ずる必要面積又は児童生徒1人当たりの基準面積について、従前の制度と同様の取扱いとするため、各特別支援学校が教育の対象とする障害種別に応じて規定するとともに、従前の制度では想定し得なかった、視覚障害者又は聴覚障害者である児童等と他の障害種別の児童等に対する教育を行う特別支援学校については、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積（運用細目において面積按分するものと規定する予定）によることとした。

第2 改正省令の主な概要

(1) 学校教育法施行規則の一部改正

①特別支援学校が行う教育の明示の方法等（新設第73条の2）

改正学校教育法においては盲・聾・養護学校の区分がなくなるが、特別支援学校という学校名からは個々の学校がどの障害種別を扱う学校かが明らかでなくなるため、障害のある児童生徒等の就学を円滑にする必要性や、設置者が当該学校の教育についての対外的な説明責任を果たす観点から、各特別支援学校の扱う障害種別を明らかにする必要がある。

このため改正学校教育法第71条の2の規定により、各特別支援学校は教育の対象とする障害種別を明らかにすることとしているところであり、これを受けた本省令において、当該学校の施設設備や当該学校所在地域における障害のある児童生徒等の状況等を考慮しつつこれを学則その他の設置者の定める規則において明らかにするとともに、その情報を積極的に提供すべきこととした（改正学校教育法第71条の2参照）。

②特別支援学校の設置認可に係る学則記載事項の追加（第4条新設第3項）

各特別支援学校が教育の対象とする障害種別は、地域におけるそれぞれの障害種別に関する教育の機会に関わる事柄であるため、地域における学校教育の適正な実施の観点から、設置認可を行う者が了知することができるよう、当該特別支援学校が教育の対象とする障害の種類を学則の記載事項とした（学校教育法第4条及び学校教育法施行令第28条参照）。

なお、学則の変更は、学校教育法施行令第26条又は第27条の2の規定により、設置認可を行う者に対して届出の義務がある。

③特別支援学校における学級編制方法（新設第73条の2の3）

特別支援学校においては、異なる障害種別の児童生徒等を受け入れることが可能となるが、障害の状態に応じた教育活動を確保するため、学習の基本的な単位である学級については、障害の種類ごとに編制することを基本とする旨を定めた（学校教育法第3条参照）。

（2）教育職員免許法施行規則の一部改正

改正法による改正後の教育職員免許法（以下「改正免許法」という。）においては、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となることから、必要な経過措置を定めるとともに、改正免許法第4条の2第2項に規定する自立教科等の免許状の名称及び授与資格等に関し必要な事項を定める。なお、大学等の認定課程を開始するために必要となる事前の手続きに係る事項は平成18年8月に改正済み（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成18年8月7日文部科学省令第31号。以下「8月省令」という。））であり、今回の改正は、それ以外の事項について改正を行うものである。

①自立教科等の免許状の名称及び授与資格（第64条）

改正免許法第4条の2第2項に規定する自立教科等の免許状のうち、これまでの「特殊教科教員免許状」を「自立教科教員免許状」とし、そのうち理学療法の自立教科教員免許状の授与要件について定めた。自立教科教員免許状のうち、理学療法以外の免許状の取得方法については、これまでと同様とする。（改正免許法第4条の2及び第17条参照）

なお、各欄の単位の修得方法の細目は、特別支援学校の教員免許状と同様とする。

②既に授与されている特殊の教科の教員免許状の自立教科等免許状へのみなし（附則第3条第1項及び第2項関係）

改正法の施行の際現に授与されている盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担当する教員免許状を有する者は、それぞれ相当する特別支援学校の自立教科等の教授を担当する教員免許状を受けたものとみなすこととした（改正法附則第6条参照）。

③盲・聾・養護学校における勤務経験を、特別支援学校における勤務経験に通算するための方法（附則第3条第3項～第5項、第9項及び第12項関係）

改正免許法別表第7の規定により免許状の授与を受けようとする場合における最低在職年数について、従来の学校種において勤務した経験年数については、特別支援学校において相当する教育領域を担当した勤務経験年数として通算することができることとした（改正法附則第8条第1項参照）。

④既に大学及び認定講習等で修得した単位の合算（8月省令附則新設第4項及び第5項関係）

改正免許法別表第7の規定により免許状を受けようとする場合における最低単位数について、8月省令による改正前の教育職員免許法施行規則に基づく旧カリキュラムにおいて修得した科目の単位数については、8月省令による改正後の教育職員免許法施行規則に基づく新カリキュラムにおいて修得した科目の単位数として合算することができることとした（改正法附則第8条第2項及び第3項参照）。

(3) 国立大学法人法施行規則の一部改正

国立大学に附属して設置される盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とした（国立大学法人法施行規則第4条並びに別表第2及び第3関係）。

第3 改正告示の主な概要

「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」をはじめとする関係告示における用語の整理を行った。

第4 留意事項

(1) 以下の規定の適用に当たっては、各特別支援学校の障害種別を、その学級数が最も多い障害種別に区分すること等を定める「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年7月18日付文科初第446号文部科学事務次官通知）の記の第6の(7)を参照されたいこと。

- ・理科教育振興法施行令附則第2項、別表第三
- ・公立義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第5条第2項第5号
- ・公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令第3条第2項の表二の項

・理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令第2項各号

- (2) 学校教育法第71条の2規定を実施するための学校教育法施行規則73条の2第1項にいう「学則その他の設置者の定める規則」については、国立大学に附属して設置される学校にあつては国立大学法人の規則を、公立学校にあつては教育委員会規則又は条例を、私立学校にあつては学校法人の定める規則をいうものとする。

本件連絡先：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

企画調査係 保立、中村

Tel：03 (6734) 3193

Fax：03 (6734) 3737

Email：tokubetu@mext.go.jp

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 学校教育法施行令の一部改正

一 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者の意見を聴くことを加えること。（第十八条の二関係）

二 視覚障害者等の障害の程度に関する規定を改めること。（第二十二条の三関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 義務教育諸学校等の施設費等の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正

特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費を国庫負担の対象とすることに伴う規定の整備を行うこと。

第三 その他関係政令関係（第三条から第四十六条まで関係）

この政令の施行に伴い、関係政令に関し、所要の規定の整備を行うこと。

第四 その他（附則関係）

- 一 この政令は、平成十九年四月一日から施行すること。
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

政令第五十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等の就学」を「保護者及び視覚障害者等の就学」に、「盲者等の心身の故障」を「視覚障害者等の障害」に改める。

第五条第一項中「、盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第一号中「盲者（強度の弱視者を含む。）^{ろう}、聾^{ろう}者（強度の難聴者を含む。）」を「視覚障害者、聴覚障害者」に、「心身の故障」を「障害」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同項第二号中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第六条第一号中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第六条の二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同条第二項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第六条の三第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第六条の四、第九条第一項及び第十条中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特別支援学校

第十一条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の二中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の三及び第十二条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第十二条の二第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十四条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項及び第二項中「盲学校、

聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「指定した学校」を「指定した特別支援学校」に改める。

第十六条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「学校が」を「特別支援学校が」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第十八条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第一章第三節の二の節名を次のように改める。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、「ときは、」の下に「その保護者及び」を加え、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十九条及び第二十条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十二条中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は」を「法第七十一条の四の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、」に、「若しくは」を「又は」に、「の心身の故障」を「の障害」に改め、同条の表中「心身の故障」を「障害」に、「盲者」を「視覚障害者」に、「聾者」を「聴覚障害者」に改める。

第二十三条第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十五条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十六条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」及び「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十七条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」及び「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十七条の二第一項第二号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第四号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校の」を「当該特別支援学校の」に改め、同項ただし書中「当該学校」を「当該特別支援学校」に、「肢体不自由の」を「視覚障害者である」に、「知的障害の」を「聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である」に、「病弱(身体虚弱)」を「病

弱者（身体虚弱者）に、「の児童等の二以上を就学させる養護学校」を「である児童等の二以上に対する教育を行うもの」に改め、同項の表盲学校の小学部及び中学部の項中「盲学校」を「視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校の小学部及び中学部の項中「聾学校」を「聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部</p>	<p>一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで で 十八学級以上</p>	<p>1,903平方メートル 2,163平方メートル+260平方メートル×（排数-4） 3,463平方メートル+200平方メートル×（排数-9） 5,263平方メートル+145平方メートル×（排数-18）</p>
--	---	--

第七条第二項の表肢体不自由の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の児童等を就学させる養護学校」を「肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め

、同表知的障害の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項を削り、同表病弱の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「病弱の児童等を就学させる養護学校」を「病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同条第三項ただし書中「肢体不自由の児童等、知的障害の児童等又は病弱の児童等の二以上を就学させる養護学校（知的障害の児童等及び病弱の児童等を就学させる養護学校を除く。）」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の表中「盲学校、聾学校、知的障害の児童等を就学させる養護学校及び病弱の児童等を就学させる養護学校」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に、「肢体不自由の児童等を就学させる養護学校」を「肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第八条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に、「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に改め、同条第二項中「、盲学校、聾学校又は養護学校（次項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数（盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、児童等の数とする。以下この項において同じ。）」を「の寄宿舎に収容

する生徒の数又は特別支援学校（次項に規定する特別支援学校を除く。）の寄宿舎に收容する児童等の数」に改め、同項の表重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由の児童又は生徒を除く。）をその寄宿舎に收容する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の項及び肢体不自由の児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舎に收容する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「~~児童又は生徒~~の数」を「~~児童及び~~」に改め、同条第三項中「生徒及び」を「生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び肢体不自由者である児童又は生徒をその寄宿舎に收容する特別支援学校並びに重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「面積及び」を「面積並びに」に、「当該学校」を「これらの特別支援学校」に改める。

附則第二項（見出しを含む。）中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

（国民生活金融公庫法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- 一 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）第一条第二号
- 二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第六条の六第六号
- 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）第四条第一号
- 四 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十九条の二第二項
- 五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第

五条第一号

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

- 一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条
- 二 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の二
- 三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

第二条第一号

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第二号

五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

（統計報告調整法施行令等の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）第一条第一号

二 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第七条第一項第一号八

三 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三第一項

四 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）第八条の表脱脂粉乳

の項

五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四

号）第六条第二号

(消防法施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

一 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一六の項八 (六)

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第一条第一号又4 (4)

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百八十二号)第一条第十号二

(地方自治法施行令の一部改正)

第七条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第一項第一号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を、「社会教育法」の下に「(昭和二十四年法律第二百七号)」を加える。

第七百七十四条の五十第一項第八号八中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の

次に次の一号を加える。

十七 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第七百七十四条の五十第三項第十九号中「まで」の下に「及び第十七号」を加え、同項第二十号中「及び同法」を「並びに」に改め、「盲学校、聾学校、養護学校」を削り、「をいう」を「並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師をいう」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第八条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第九条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次条に」を「次条及び附則第二項第二号に」に改める。

第九条第二項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「の盲学校、聾学校及び養護学校」を「の特別支援学校」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された者

(産業教育振興法施行令の一部改正)

第十条 産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第十一条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百二十八 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第六十五号)第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)

第九条の四に次の一号を加える。

四十五 放送大学学園

(職業安定法施行令の一部改正)

第十二条 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正）

第十三条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校又は養護学校（当該学校）」を「特別支援学校（当該特別支援学校）」に、「盲学校、聾学校又は養護学校に」を「ものに」に改め、同項ただし書中「心身の故障」を「障害」に改め、同条第五項中「第二項本文」を「第三項本文」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「行なう」を「行う」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「養護学校の」を「特別支援学校の」に、「養護学校が肢体不自由の」を「特別支援学校が視覚障害者である児童及び生徒、聴覚障害者である児童及び生徒、知的障害者である」に、「知的障害の」を「肢体

不自由者である」に、「病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）の」を「病弱者である」に、「を就学させるもの」を「に対する教育を行うもの」に、「並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校を除く」を「に対する教育を行う特別支援学校に限る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級を」を「特別支援学級を」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第三号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により特別支援学校の幼稚部又は高等部の校舎に係る工事費を算定する場合において、当該特別支援学校が視覚障害者である幼児若しくは生徒、聴覚障害者である幼児若しくは生徒、知的障害者である幼児若しくは生徒、肢体不自由者である幼児若しくは生徒又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である幼児若しくは生徒の二以上に対する教育を行うものであるときは、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積を別表第一に定める児童等一人当たりの基準面積とみなして工事費を算定するものとする。

第五条第一項中「基準額」の下に「（当該学校が視覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下この項及

び別表第二において「幼児等」という。）及び聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校である場合にあつては、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した額」を加え、「行なう」を「行う」に、「こつむつた」を「被つた」に改める。

別表第一中「盲学校」

を

視覚障害者である幼児又は生徒に対する特別支援学校

に、

聾学校

を

聴覚障害者である幼児又は生徒に対する特別支援学校

に

養護学校	
高等部	幼稚部
肢体不自由の生徒にあつては四四・二五平方メートル、知的障害の生徒にあつては三七・三一平方メートル、病弱の生徒にあつては三六・一五平方メートル 四七・七三平方メートル	

を

知的障害者で

ある幼児又は生徒に対する特別支援学校	肢体不自由者である幼児又は生徒に対する特別支援学校	病弱者である幼児又は生徒に対する特別支援学校	特別支援学校	別支援学校	教育を行う特別支援学校
高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部
三六・一五平方メートル	四七・七三平方メートル	四四・二五平方メートル	四七・七三平方メートル	三七・三一平方メートル	四七・七三平方メートル

に、

援学校

「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の二盲学校の小学部及び中学部の項中「盲学校」を「視覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校の小学部及び中学部の項中「聾学校」を「聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 903平方メートル 2, 163平方メートル + 260平方メートル × (年級数 - 4) 3, 463平方メートル + 200平方メートル × (年級数 - 9) 5, 263平方メートル + 145平方メートル × (年級数 - 18)
--	---	---

別表第一の二肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に

改め、同表知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項を削り、同表病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「病弱の」を「病弱者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第一の三盲学校、聾学校、知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「盲学校、聾学校、知的障害の」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である」に、「を就学させる養護学校並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第二盲学校の項中「盲学校」を「視覚障害者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校及び養護学校の項中「聾学校及び養護学校」を「聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第三盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改

める。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百五十七号

)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号。」に改め、同条第一号中「学校の種別及び」を削り、同条第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」を「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に改める。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令(昭和二十九年政令第百三十三号)の一部を次

のように改正する。

第十一条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（理科教育振興法施行令の一部改正）

第十六条 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「養護学校」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

別表第一及び第二中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第三中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同表の理科に関する教育のための設備の項中「聾学校」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学

奨励に関する法律」に改め、同条第四十一号中「特殊教育就学奨励費交付金」を「特別支援教育就学奨励費交付金」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令

本則中「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」を「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)」に、「盲学校、聾学校又は養護学校の」を「特別支援学校の」に改め、本則第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校の」を「特別支援学校の」に改める。

(学校保健法施行令の一部改正)

第十九条 学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第八条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第一項ただし書中「特殊教育諸学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

以下同じ。）を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改め、同条第二項及び第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第十一条中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表備考中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第五条第二項第一号中「心身の故障」を「障害」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項及び第三項

「に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項第五号中「聾^{ろう}学校」を「聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第七条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

別表第三第五号中「聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）」に改める。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二條 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二

百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表二の項を次のように改める。

<p>二 特別支援学校の 高等部</p>	<p>普通教育を主とする学科（知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>保健医療に関する専門教育を主とする学科（視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科（聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p>	<p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p>
--------------------------	--	--

第三条第二項の表三の項及び四の項を削る。

第四条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三
号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三十七条関係)」に改め、同表盲学校の項中「盲学校」を「
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育(以下この表において「視覚障害教育」という。)を
専ら行う特別支援学校」に改め、同表聾^{ろう}学校及び養護学校の項中「聾^{ろう}学校及び養護学校」を「聴覚障害者
、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である幼児、児童又は生徒に対する教育
(以下この表において「聴覚障害等教育」という。)を専ら行う特別支援学校」に改め、同項の次に次の
ように加える。

視覚障害教育及び聴覚障害等教育を行う特別支援学校

一三、五〇〇円以上一四、五〇〇円

以下の範囲内で、文部科学大臣が財

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第三十七条関係）」に改め、同表盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校
の項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の
一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正）

第二十五条 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学
校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十六条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「盲学校」を「特別支援学校（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行うものに限る。）」に改める。

別表第三号を次のように改める。

三 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十七条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

第二十八条 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第二号口中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身に故障」を「障害」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条第二項中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

（教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十一条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第三十二条 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校、」を削る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十三条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十四条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改め、同表の十二の項を次のように改める。

十二 削除

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号を次のように改める。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第三十六条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。
別表第六号を次のように改める。

六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第三十七条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

別表独立行政法人国立特殊教育総合研究所の項を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第十二条第一項	文部科学 省令	同条第三 項	一般会 計
---------------------	-----------------------------	------------	-----------	----------

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第三十八条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第一の二十二の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「(盲学校、聾学校及び養護学校)」を「(特別支援学校)」に改める。

(教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十九条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この政令による改正後の」を削り、「第五号」を「第四号」に、「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)

第四十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「特殊教育諸学校(法第三条に規定する特殊教育諸学校をいう。以下同じ。)」を「特別支援学校」に改める。

第七条第四号、第十二条ただし書、第十八条及び別表備考中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)

第四十一条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改め、同条第十一号中「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を「特別支援学校教職員算定基礎定数」に、「特別支援学校の」を「特別支援学校の」に改める。

第二条第四号中「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を「特別支援学校教職員算定基礎定数」に改め、同条第五号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四十二条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所」に改める。

(法務省組織令の一部改正)

第四十三条 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)

第四十四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十一号中「盲学校、

聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十六号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校

」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二十三号中「盲学校」を「特別支援学校」に、「学科及び」を

「学科、」に、「並びに聾学校の」を「及び」に改める。

第三十五条第五号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十六条第五号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「特別支援学校及び特別支援学

級」に改め、同条第四号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第七号中「盲学校」を「特別支援学校」に、「学科及び」を「学科、」に、「並びに聾学校の」を「及び」に改め、同条第八号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第四十条第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二項第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(中央教育審議会令の一部改正)

第四十五条 中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第四十六条 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改め、同条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成十九年三月以前の月分の国民年金の保険料の納付に係る生徒又は学生の範囲については、第三条第二号の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべ

き在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条中「まで」の下に「及び第十七号」を加える。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の項を次のように改める。

義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する 法律施行令（昭和三十九 年政令第十四号）	第一条第一 項	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法） 平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に 規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若 しくは代表執行役
義務教育諸学校の教科用	第一条第一	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区

第四条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の項を次のように改める。

<p>図書の無償措置に関する 法律施行令</p>	<p>項</p>		<p>域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第 二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の 代表権を有する理事</p>
------------------------------	----------	--	--

理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照表目次

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	1
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）	14
国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第百二十一号）	22
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）	23
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）	24
勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）	25
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）	26
道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）	27
地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）	29
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）	32
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）	35
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）	38
統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）	41
駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）	42
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	44
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）	45
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）	46
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	47
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）	48
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）	49
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	50
児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）	53

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）	54
産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）	56
国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）	57
職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）	58
公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）	59
盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五百五十七号）	69
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）	70
理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百一十一号）	71
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	73
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四百十三号）	74
学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）	75
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）	79
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）	82
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）	85
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）	88
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	91
母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）	93
著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）	94
沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六号）	95
私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）	96
活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）	98
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）	99
教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第五十四号）	100

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）	101
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）	102
財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）	103
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）	104
産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）	105
独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）	107
沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）	109
教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第三百三号）	111
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）	112
義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）	116
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）	118
法務省組織令（平成十二年政令第百四十八号）	120
文部科学省組織令（平成十二年政令第百五十一号）	121
中央教育審議会令（平成十二年政令第百八十号）	125
文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第百二十号）	126
指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第百五十四号）	127
構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第百七十八号）	129

（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 就学義務</p> <p>第一節 学齢簿（第一条 第四条）</p> <p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校（第五条 第十条）</p> <p>第三節 特別支援学校（第十一条 第十八条）</p> <p>第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（第十八条の二）</p> <p>第四節 督促等（第十九条 第二十一条）</p> <p>第五節 就学義務の終了（第二十二条）</p> <p>第六節 行政手続法の適用除外（第二十二条の二）</p> <p>第二章 視覚障害者等の障害の程度（第二十二条の三）</p> <p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等（第二十三条 第二十八条）</p> <p>第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存（第二十九条 第三十一条）</p> <p>第四章 技能教育施設の指定（第三十二条 第三十九条）</p> <p>第五章 認証評価（第四十条）</p> <p>第六章 審議会等（第四十一条 第四十三条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 就学義務</p> <p>第一節 学齢簿（第一条 第四条）</p> <p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校（第五条 第十条）</p> <p>第三節 盲学校、聾学校及び養護学校（第十一条 第十八条）</p> <p>第三節の二 盲者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取（第十八条の二）</p> <p>第四節 督促等（第十九条 第二十一条）</p> <p>第五節 就学義務の終了（第二十二条）</p> <p>第六節 行政手続法の適用除外（第二十二条の二）</p> <p>第二章 盲者等の心身の故障の程度（第二十二条の三）</p> <p>第三章 認可、届出等</p> <p>第一節 認可及び届出等（第二十三条 第二十八条）</p> <p>第二節 学期、休業日及び学校廃止後の書類の保存（第二十九条 第三十一条）</p> <p>第四章 技能教育施設の指定（第三十二条 第三十九条）</p> <p>第五章 認証評価（第四十条）</p> <p>第六章 審議会等（第四十一条 第四十三条）</p>

第一章 就学義務

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者

二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2・3 (略)

第六條 前條の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同條第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やか

第一章 就学義務

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、盲者（強度の弱視者を含む。）、聾者（強度の難聴者を含む。）、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その心身の故障が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「盲者等」という。）以外の者

二 盲者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の心身の故障の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2・3 (略)

第六條 前條の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同條第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やか

に」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（視覚障害者等）認定就学者を除く。）及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 一七（略）

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等ではなくつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等ではなくつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態の変化により認定就学者として小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

に」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（盲者等）認定就学者を除く。）及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 一七（略）

第六条の二 盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で盲者等ではなくつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する盲学校、聾学校又は養護学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び盲者等ではなくつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその心身の故障の状態の変化により認定就学者として小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する盲学校、聾学校又は養護学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

24 (略)

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者として小学校又は中学校に在学するものうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校又は中学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させよとする場合には、その保護者は、就学させよとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 (略)

第十条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、

24 (略)

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者等で認定就学者として小学校又は中学校に在学するものうち盲者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校又は中学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等のうち盲者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させよとする場合には、その保護者は、就学させよとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 (略)

第十条 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者等以外の者でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨

その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち視覚障害者等について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。ただし、認定就学者については、この限りでない。

2 (略)

第十一条の二 前条の規定は、小学校に認定就学者として在学する学齢児童で翌学年の初めから中学校又は特別支援学校の中学部に就学させるべきものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち視覚障害者等について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに(翌学年の初日から三月前の応当する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに)」と読み替えるものとする。

を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 盲学校、聾学校及び養護学校

(盲学校等への就学についての通知)

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち盲者等について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。ただし、認定就学者については、この限りでない。

2 (略)

第十一条の二 前条の規定は、小学校に認定就学者として在学する学齢児童で翌学年の初めから中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させるべきものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち盲者等について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに(翌学年の初日から三月前の応当する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに)」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者として小学校又は中学校に在学するものうち障害の状態の変化によりこれらの小学校又は中学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校又は中学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項(第十一条の二、第一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等、第十八条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要性を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項(第十一条の二において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しな

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で盲者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者等で認定就学者として小学校又は中学校に在学するものうち心身の故障の状態の変化によりこれらの小学校又は中学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校又は中学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(盲学校等の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項(第十一条の二、第一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等、第十八条の通知を受けた学齢児童及び学齢生徒並びに盲学校、聾学校又は養護学校の新設、廃止等によりその就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を変更する必要性を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項(第十一条の二において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに盲学

ければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 (略)

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

校、聾学校又は養護学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する盲学校、聾学校又は養護学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を指定しなければならない。

3 (略)

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき盲学校、聾学校又は養護学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した盲学校、聾学校又は養護学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した盲学校、聾学校又は養護学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨を、その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち盲者等をその住所の存する都道府県の設置する盲学校、聾学校又は養護学校以外の盲学校、聾学校又は養護学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨を、その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち盲者等でその住所の存する都道府県の設置する盲学校、聾学校又は養護学校以外の盲学校、聾学校又は養護学校に在学するものが、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該学校の校長は、速やかに、その旨を、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 盲者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

(専門的知識を有する者の意見聴取)

第十八条の二 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部

について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第四節 督促等

（校長の義務）

第十九条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第二十条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第五節 就学義務の終了

（全課程修了者の通知）

第二十二条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎

に就学させるべき者について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第四節 督促等

（校長の義務）

第十九条 小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第二十条 小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第五節 就学義務の終了

（全課程修了者の通知）

第二十二条 小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校

学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三 法第七十一条の四の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	(略)
肢体不自由者	(略)
病弱者	(略)

備考 (略)

の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二章 盲者等の心身の故障の程度

(盲者等の心身の故障の程度)

第二十二条の三 盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	心身の故障の程度
盲者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	(略)
肢体不自由者	(略)
病弱者	(略)

備考 (略)

第三章 認可、届出等

第一節 認可及び届出等

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項(法第八十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更
- 二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。)の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三(五) (略)

六 大学における通信教育の開設並びに特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止

七 特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置及び廃止

八 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園(指定都市の設置する幼稚園を除く。)の分校の設置及び廃止

十・十一 (略)

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第三章 認可、届出等

第一節 認可及び届出等

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項(法第八十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市町村の設置する盲学校、聾学校又は養護学校の位置の変更
- 二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。)の学科又は市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三(五) (略)

六 大学における通信教育の開設並びに盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育の開設及び廃止

七 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置及び廃止

八 市町村の設置する盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の学級の編制及びその変更

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園(指定都市の設置する幼稚園を除く。)の分校の設置及び廃止

十・十一 (略)

(市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出)

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）

（）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

一～五（略）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（第二号の場合にあつては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一～三（略）

2～4（略）

（通信教育に関する規程の変更についての届出）

第二十七条 市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学又は市町村の設置する特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（第五号の場合にあつては、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部及び中学部を含む。）

（）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

一～五（略）

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（第二号の場合にあつては、盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長、都道府県知事及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一～三（略）

2～4（略）

（通信教育に関する規程の変更についての届出）

第二十七条 市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学又は市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村長、都道府県知事又は

長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。) について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 (略)

四 特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

五・六 (略)

2 (略)

公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する盲学校、聾学校又は養護学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。) について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 高等学校の専攻科若しくは別科又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 (略)

四 盲学校、聾学校又は養護学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

五・六 (略)

2 (略)

（第二条関係）

改正案	現行
<p>（学級数に應ずる必要面積）</p> <p>第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。</p> <p>一 特別支援学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合）以下この項において、「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇（を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）</p>	<p>（学級数に應ずる必要面積）</p> <p>第七条 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。</p> <p>一 特殊学級を置かない小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（多目的教室のほかに少人数授業用教室を設ける場合及び多目的教室の全部又は一部が少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業のための可動式間仕切りその他の設備を有するものである場合）以下この項において、「少人数授業用教室等を設ける場合」という。）には、一・一八〇（を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）</p>

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)

二 特別支援学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

2 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、特別支援学校にあつては、当該特別支援学校の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（傾斜路を設ける特別支援学校にあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに当該特別支援学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）とする。ただし、当該特別支援学校が視覚障害者である児童及び生徒（以下「児童等」という。）、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童等の二以上に対する教育を行うものである場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積とする。

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)

二 特殊学級を置く小学校、中学校又は中等教育学校等 当該学校の学級数から特殊学級の数を控除した学級数に応じ、前号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特殊学級の数を乗じて得た面積（多目的教室を設ける小学校にあつては当該面積に一・一〇八（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一八〇）を、多目的教室を設ける中学校又は中等教育学校等にあつては当該面積に一・〇八五（少人数授業用教室等を設ける場合には、一・一〇五）を乗じて得た面積）を加えた面積

2 法第六条第一項前段の校舎に係る政令で定める面積は、盲学校、聾学校又は養護学校にあつては、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる算式により計算した面積（傾斜路を設ける盲学校、聾学校又は養護学校にあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）とする。ただし、当該学校が肢体不自由の児童及び生徒（以下「児童等」という。）、知的障害の児童等又は病弱（身体虚弱）を含む。以下同じ。（）の児童等の二以上を就学させる養護学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積とする。

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)

視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 862平方メートル 2, 105平方メートル + 242平方メートル × (学級数 - 4) 3, 317平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 850平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 616平方メートル 1, 869平方メートル + 253平方メートル × (学級数 - 4) 3, 135平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 668平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで	1, 903平方メートル 2, 163平方メートル + 260平方メートル × (学級数 - 4) 3, 463平方メートル + 200平方メートル × (学級数 - 9)

盲学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 862平方メートル 2, 105平方メートル + 242平方メートル × (学級数 - 4) 3, 317平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 850平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
聾学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 616平方メートル 1, 869平方メートル + 253平方メートル × (学級数 - 4) 3, 135平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 668平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
肢体不自由の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで	2, 152平方メートル 2, 429平方メートル + 276平方メートル × (学級数 - 4) 3, 808平方メートル + 240平方メートル × (学級数 - 9)

	十八学級以上	5,263平方メートル + 145平方メートル × (学級数 - 18)
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	2,152平方メートル 2,429平方メートル + 276平方メートル × (学級数 - 4) 3,808平方メートル + 240平方メートル × (学級数 - 9) 5,969平方メートル + 181平方メートル × (学級数 - 18)
病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1,576平方メートル 1,849平方メートル + 273平方メートル × (学級数 - 4) 3,216平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4,749平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)

3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者

	十八学級以上	5,969平方メートル + 181平方メートル × (学級数 - 18)
知的障害の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1,903平方メートル 2,163平方メートル + 260平方メートル × (学級数 - 4) 3,463平方メートル + 200平方メートル × (学級数 - 9) 5,263平方メートル + 145平方メートル × (学級数 - 18)
病弱者の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1,576平方メートル 1,849平方メートル + 273平方メートル × (学級数 - 4) 3,216平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4,749平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)

3 法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が肢体不自由の児童等、知的障害の児童等又は病弱者の児童等の二以上を就学させる

である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	（略）	学級数	（略）	面積	（略）
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部		一学級以上		九三三平方メートル	
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部		一学級以上		一、〇九七平方メートル	

4・5（略）

（児童生徒一人当たりの基準面積）

第八条 法第六条第二項の政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積は、

養護学校（知的障害の児童等及び病弱の児童等を就学させる養護学校を除く。）である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	（略）	学級数	（略）	面積	（略）
盲学校、聾学校、知的障害の児童等を就学させる養護学校及び病弱の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部		一学級以上		九三三平方メートル	
肢体不自由の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部		一学級以上		一、〇九七平方メートル	

4・5（略）

（児童生徒一人当たりの基準面積）

第八条 法第六条第二項の政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積は、

中等教育学校等にあつては三一・三一平方メートル、特別支援学校にあつては、第三項に規定するものを除き、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第三条第三項に規定する文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒（以下この条において「重複障害児童等」という。）以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）をその寄宿舎に収容するものについては二九・四二平方メートル、肢体不自由者である児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舎に収容するものについては三四・三六平方メートルとする。

2 法第六条第二項の規定に基づき中等教育学校等の寄宿舎に収容する生徒の数又は特別支援学校（次項に規定する特別支援学校を除く。）の寄宿舎に収容する児童等の数に応じて行うべき補正は、次の表に掲げるところによる。

学校の種類	寄宿舎に収容する児童又は生徒の数	補正の方法
(略)	(略)	(略)
重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢	一人から三十人まで	31平方メートル÷寄宿舎に収容する児童等の数+4.10平方メートル

中等教育学校等にあつては三一・三一平方メートル、盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、第三項に規定するものを除き、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第三条第三項に規定する文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒（以下この条において「重複障害児童等」という。）以外の児童又は生徒（肢体不自由の児童又は生徒を除く。）をその寄宿舎に収容するものについては二九・四二平方メートル、肢体不自由の児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舎に収容するものについては三四・三六平方メートルとする。

2 法第六条第二項の規定に基づき中等教育学校等、盲学校、聾学校又は養護学校（次項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数（盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、児童等の数とする。以下この項において同じ。）に応じて行うべき補正は、次の表に掲げるところによる。

学校の種類	寄宿舎に収容する児童又は生徒の数	補正の方法
(略)	(略)	(略)
重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢	一人から三十人まで	31平方メートル÷寄宿舎に収容する児童又は生徒の数+4.10平方メートル

<p>体不自由者である児童又は生徒を除く。 (をその寄宿舍に収容する特別支援学校の小学部及び中学部</p>	<p>三十六人から 七十一人まで 七十二人 七十二人以上</p>	<p>358平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童等の数</u> - 4.98平方メートル 増 4.95平方メートル - 356平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童等の数</u> 減</p>
<p>肢体不自由者である児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舍に収容する特別支援学校の小学部及び中学部</p>	<p>一人から三十五人まで 三十六人から 七十一人まで 七十二人 七十二人以上</p>	<p>80平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童等の数</u> + 4.05平方メートル 増 452平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童等の数</u> - 6.28平方メートル 増 6.28平方メートル - 452平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童等の数</u> 減</p>

3 重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び肢体不自由者である児童又は生徒をその寄宿舍に収容する特別支援学校並びに重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び重複障害児童等をその寄宿舍に収容する特別支援学校の寄宿舍に係る法第六条第二項の政令で定める児童又は生徒

<p>体不自由の児童又は生徒を除く。）をその寄宿舍に収容する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部</p>	<p>三十六人から 七十一人まで 七十二人 七十二人以上</p>	<p>358平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童又は生徒の数</u> - 4.98平方メートル 増 4.95平方メートル - 356平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童又は生徒の数</u> 減</p>
<p>肢体不自由の児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舍に収容する盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部</p>	<p>一人から三十五人まで 三十六人から 七十一人まで 七十二人 七十二人以上</p>	<p>80平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童又は生徒の数</u> + 4.05平方メートル 増 452平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童又は生徒の数</u> - 6.28平方メートル 増 6.28平方メートル - 452平方メートル：<u>寄宿舍に収容する児童又は生徒の数</u> 減</p>

3 重複障害児童等以外の児童又は生徒及び重複障害児童等をその寄宿舍に収容する盲学校、聾学校又は養護学校の寄宿舍に係る法第六条第二項の政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積及び同項の規定に基づき当該学校の寄宿舍に収容する児童等の数に応じて行うべき補正については、第一項の規定による児童又は生徒一人当たりの面積及び前項の規定による補正

一人当たりの面積並びに同項の規定に基づきこれらの特別支援学校の寄宿舎に収容する児童等の数に応じて行つべき補正については、第一項の規定による児童又は生徒一人当たりの面積及び前項の規定による補正を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

4 (略)

附則

(国庫負担割合の特例に係る養護特別支援学校)

2 法附則第三項の政令で定める養護特別支援学校は、新たに設置する養護特別支援学校及び学級数を増加する養護特別支援学校でその建物の建築が設置年度(学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。)の前々年度から設置年度後三年度目の年度までの間に行われるものとする。

を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

4 (略)

附則

(国庫負担割合の特例に係る養護学校)

2 法附則第三項の政令で定める養護学校は、新たに設置する養護学校及び学級数を増加する養護学校でその建物の建築が設置年度(学級数を増加するものにあつては、学級数を増加する年度。以下この項において同じ。)の前々年度から設置年度後三年度目の年度までの間に行われるものとする。

国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第百二十一号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十八条第二号の政令で定める教育施設）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫法（以下「法」という。）第十八条第二号に規定する政令で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第七十二条第二項の規定による特別支援学校の高等部</p> <p>三 九 （略）</p>	<p>（法第十八条第二号の政令で定める教育施設）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫法（以下「法」という。）第十八条第二号に規定する政令で定める教育施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第七十二条第一項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の高等部</p> <p>三 九 （略）</p>

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等）</p> <p>第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 学校教育法第七十一条に規定する特別支援学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（法第九十条第一項の政令で定める学生等）</p> <p>第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 学校教育法第七十一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒</p> <p>七・八 （略）</p>

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二号）

（傍線部分は改正部分）

（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二 （略）</p>	<p>（法第六条第三項の政令で定める通学路）</p> <p>第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童又は幼児が小学校（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間</p> <p>二 （略）</p>

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教育融資等） 第三十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の三第一項第一号イの政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後期課程、<u>特別支援学校</u>の高等部、<u>専修学校</u>その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（教育融資等） 第三十九条の二（略）</p> <p>2 法第十条の三第一項第一号イの政令で定める教育施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中等教育学校の後期課程、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>又は<u>養護学校</u>の高等部、<u>専修学校</u>その他厚生労働大臣が定める基準に適合する教育施設とする。</p> <p>3（略）</p>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別特定建築物）</p> <p>第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特別支援学校</p> <p>二 十九（略）</p>	<p>（特別特定建築物）</p> <p>第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 盲学校、聾学校又は養護学校</p> <p>二 十九（略）</p>

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、<u>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所</u>、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十四条 法第百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、<u>独立行政法人国立特殊教育総合研究所</u>、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研</p>

築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

改正案	現行
<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、<u>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所</u>、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品</p>	<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、<u>独立行政法人国立特殊教育総合研究所</u>、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価</p>

評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政

技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政

政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構とする。

人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構とする。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等の定義）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、</p>	<p>（国等の定義）</p> <p>第一条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立</p>

独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立

行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政

行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

二了八（略）

法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構及び独立行政法人住宅金融支援機構

二了八（略）

（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独</p>

立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興

立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構

機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三了九（略）

、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三了九（略）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）

（傍線部分は改正部分）

（第四条関係）

改正案	現行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国</p>

立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究

立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、

所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了七（略）

独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二了七（略）

（第五条関係）

改正案	現行
<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条 統計報告調整法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条若しくは第五十五条若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの</p> <p>二（略）</p>	<p>（文教研修施設、医療更生施設等）</p> <p>第一条 統計報告調整法（以下「法」という。）第三条第一項第二号の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条若しくは第五十五条若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の二に規定する機関のうち政令で定めるもの又はこれらに準ずる地方公共団体の機関のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園のうち、地方公共団体が設置するもの</p> <p>二（略）</p>

（第五条関係）

改正案	現行
<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）</p> <p>二へ（略）</p>	<p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）</p> <p>二へ（略）</p>

二
五
(略)

二
五
(略)

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通学通園バス）</p> <p>第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園又は保育所（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（通学通園バス）</p> <p>第二十六条の三 法第七十一条第二号の三の政令で定める自動車は、車両の保安基準に関する規定で定めるところにより、専ら小学校、中学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>、幼稚園又は保育所（次項において「小学校等」という。）に通う児童、生徒又は幼児の運送を目的とする自動車である旨を表示しているものをいう。</p> <p>2 （略）</p>

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（政令で定める用途）			
<p>第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。</p>			
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>脱脂粉乳</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十七条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p>	<p>脱脂粉乳</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十七条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p>
<p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造</p>	<p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造</p>	<p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造</p>	<p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造</p>

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）

（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（制限用途） 第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 特別支援学校及び幼稚園 三 （略）</p>	<p>（制限用途） 第六条 法第九条第二項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 三 （略）</p>

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
備考 一〇四（略）	(七) (三)	(六)	(一) (五)
	(略)	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、 救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設 及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター 、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム 又は障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就 労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行 う施設</p> <p>ハ 幼稚園又は特別支援学校</p>	(略)
備考 一〇四（略）	(七) (三)	(六)	(一) (五)
	(略)	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、 救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設 及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター 、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム 又は障害者福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就 労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行 う施設</p> <p>ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校</p>	(略)

（第六条関係）

改正案	現行
<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）（第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>1 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>2 私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p>	<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）（第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>1 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）<u>、盲学校、聾学校又は養護学校</u></p> <p>2 私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）<u>、盲学校、聾学校又は養護学校</u></p>

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）

（傍線部分は改正部分）

（第六条関係）

改正案	現行
<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるもの（第一号から第十六号までに掲げる施設、設備又は資機材にあつては、当該施設、設備又は資機材に関する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>イ～八（略）</p> <p>二 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校</p> <p>ホ（略）</p> <p>十一～十七（略）</p>	<p>（地震防災上緊急に整備すべき施設等）</p> <p>第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるもの（第一号から第十六号までに掲げる施設、設備又は資機材にあつては、当該施設、設備又は資機材に関する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>イ～八（略）</p> <p>二 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u></p> <p>ホ（略）</p> <p>十一～十七（略）</p>

（第七条関係）

改正案	現行
<p>第七十七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。</p> <p>一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>第七百七十四条の五十 この章において、「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下この章において「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）で次に掲げる者をいう。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 学校教育法第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 中学校又は小学校の校長、教諭及び養護教諭並びに幼稚園の園長、</p>	<p>第七十七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。</p> <p>一 学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）及び公民館（社会教育法第二十一条に規定する公民館をいう。）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>第七百七十四条の五十 この章において、「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下この章において「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。）で次に掲げる者をいう。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 学校教育法第一条に規定する学校の職員で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 中学校、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教諭及び養</p>

教諭及び養護教諭

二 (略)

九〇十六 (略)

十七 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第

一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校

又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

十八 特別区が連合して維持していた警察の警察職員

十九 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十五

号)による改正前の農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第三

十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道

府県農業委員会の書記

二十 旧農地調整法施行令(昭和二十一年勅令第三十八号)第三十一条に

おいて準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地

委員会の書記

二十一 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第二

百二十四号)による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準

用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会

の書記

二十二 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和二十三年政令第二百四十七号

)第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれ

た都道府県農業調整委員会の書記

(略)

この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

護教諭並びに幼稚園の園長、教諭及び養護教諭

二 (略)

九〇十六 (略)

(新設)

十七 特別区が連合して維持していた警察の警察職員

十八 農業委員会法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第八十五

号)による改正前の農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)第三

十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた都道

府県農業委員会の書記

十九 旧農地調整法施行令(昭和二十一年勅令第三十八号)第三十一条に

おいて準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた都道府県農地

委員会の書記

二十 農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第二

百二十四号)による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用

する同令第三十三条第一項の規定により置かれた都道府県農地委員会

の書記

二十一 旧食糧確保臨時措置法施行令(昭和二十三年政令第二百四十七号

)第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれ

た都道府県農業調整委員会の書記

(略)

この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十八 (略)

十九 教育職員 第一項第八号イから八まで及び第十七号に掲げる職員をいう。

二十 準教育職員 学校教育法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師並びに同条に規定する中学校、小学校又は幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師並びに学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師をいう。

二十一 (略)

一〇十八 (略)

十九 教育職員 第一項第八号イから八までに掲げる職員をいう。

二十 準教育職員 学校教育法第一条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師及び同法同条に規定する中学校、小学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師をいう。

二十一 (略)

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第七十五条第三項に規定する義務教育に係る特別支援学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。</p>	<p>第二十三条 法第二十条第六項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 結核にかかっている児童のために、第一号に規定する病室に近接する場所に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する養護学校（小学部及び中学部が置かれているものに限る。）が設置されているか、又は当該病院に入院中の結核にかかっている児童のために、同法第七十五条第二項に規定する義務教育に係る特殊学級の設置若しくは教員の派遣が行われ、若しくは行われるべきことが明らかであること。</p>

（第九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭、助教諭又は常勤の講師（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）、公立の学校又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第二号において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）、の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第四号並びに第五条第二号及び第四号において同</p>	<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第一条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 教諭、助教諭又は常勤の講師（次条において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）、公立の学校又は私立の学校である小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。次条において同じ。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）、の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市（指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第四号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。）が教諭の職務の遂行に必要な事項につ</p>

じ。) が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

第九条 (略)

2 公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習助手並びに公立の特別支援学校の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された者

いての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

第九条 (略)

2 公立の高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の実習助手並びに公立の盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎指導員については、法第十一条、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）

（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則 (削除)</p>	<p>附 則</p> <p>3 当分の間、<u>学校法人でない私法人が設置する盲学校、ろう学校及び養護</u> <u>学校については、当該法人を学校法人とみなし、法人でない私人が設置す</u> <u>る盲学校、ろう学校及び養護学校については、当該私人を学校法人又は学</u> <u>校法人の理事長とみなして、この政令の規定を適用する。</u></p>

（第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十七（略）</p> <p>百二十八 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）</p> <p>（第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の日までの間におけるものを除く。）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 放送大学学園</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>（新設）</p>

職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）

（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十六条第一項の政令で定める者）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校のみを卒業した者（中学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒（次号において「学生生徒」という。）を除く。）</p> <p>二 特別支援学校の小学部のみを卒業した者（学生生徒を除く。）</p>	<p>（法第二十六条第一項の政令で定める者）</p> <p>第一条 職業安定法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 小学校のみを卒業した者（中学校、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒（次号において「学生生徒」という。）を除く。）</p> <p>二 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部のみを卒業した者（学生生徒を除く。）</p>

（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（新築費の算定基準）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため建物（幼稚園の校舎並びに小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部の校舎及び屋内運動場を除く。）を新築して原形に復旧する場合の工事費を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎、屋内運動場及び寄宿舎の区分に応じ、別表第一に定める幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）一人当たりの基準面積に被災時の当該学校の児童等の数（寄宿舎にあつては、収容する児童等の数）を乗じた面積（特別支援学校（当該特別支援学校に置かれる部の種類を勘案して文部科学大臣が定めるものに限る。）の高等部の校舎で傾斜路を設けるものにあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）又は当該学校の被災時の面積のうちのいずれか少ない面積から残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、児童等一人当たりの基準面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童等の数、当該学校に就学する児童等の障害の程度、当該学校に置かれる部若しくは</p>	<p>（新築費の算定基準）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため建物（幼稚園の校舎並びに小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の校舎及び屋内運動場を除く。）を新築して原形に復旧する場合の工事費を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎、屋内運動場及び寄宿舎の区分に応じ、別表第一に定める幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）一人当たりの基準面積に被災時の当該学校の児童等の数（寄宿舎にあつては、収容する児童等の数）を乗じた面積（盲学校、聾学校又は養護学校（当該学校に置かれる部の種類を勘案して文部科学大臣が定める盲学校、聾学校又は養護学校に限る。）の高等部の校舎で傾斜路を設けるものにあつては、当該面積に、一七〇平方メートルに傾斜路を設ける階の数（その数が三を超える場合には、三）を乗じて得た面積を加えた面積）又は当該学校の被災時の面積のうちのいずれか少ない面積から残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、児童等一人当たりの基準面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童等の数、当該学校に就学する児童</p>

は課程の種類、当該学校における一学級の平均収容児童等の数、学科若しくは学部又は当該学校の建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

2| 前項の規定により特別支援学校の幼稚部又は高等部の校舎に係る工事を算定する場合において、当該特別支援学校が視覚障害者である幼児若しくは生徒、聴覚障害者である幼児若しくは生徒、知的障害者である幼児若しくは生徒、身体虚弱者を含む。以下同じ。）である幼児若しくは生徒の二以上に対する教育を行うものであるときは、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積を別表第一に定める児童等一人当たりの基準面積とみなして工事を算定するものとする。

3| 第五条第一項の規定により公立学校の施設の災害復旧のため幼稚園の校舎又は小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場を新築して原形に復旧する場合の工事を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎及び屋内運動場の区分に応じ、校舎にあつては第一号（特別支援学級を置かない小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）で多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下同じ。）を設けるものの校舎にあつては第二号、特別支援学級を置く小学校又は中学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

等の心身の故障の程度、当該学校に置かれる部若しくは課程の種類、当該学校における一学級の平均収容児童等の数、学科若しくは学部又は当該学校の建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

（新設）

2| 第五条第一項の規定により公立学校の施設の災害復旧のため幼稚園の校舎又は小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場を新築して原形に復旧する場合の工事を算定する場合において、当該新築に要する経費は、学校の種類並びに校舎及び屋内運動場の区分に応じ、校舎にあつては第一号（特殊学級を置かない小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）で多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下同じ。）を設けるものの校舎にあつては第二号、特殊学級を置く小学校又は中学校又は中学校（中等教育学校の前期課

()の校舎にあつては第三号、傾斜路を設ける特別支援学校の小学部及び中学部の校舎にあつては第四号()に掲げる面積又は当該学校の被災時の校舎の面積のうちいずれか少ない面積、屋内運動場にあつては第五号に掲げる面積又は当該学校の被災時の屋内運動場の面積のうちいずれか少ない面積から、それぞれ残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、次に掲げる面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度又は建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

一・二 (略)

三 被災時の当該学校の学級数から特別支援学級の数を控除した学級数に応じて前二号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特別支援学級の数を乗じて得た面積(多目的教室を設ける小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)にあつては、当該面積にそれぞれ一・一〇八又は一・一〇八五(少人数授業用教室等を設ける場合には、それぞれ一・一八〇又は一・一〇五)を乗じて得た面積)を加えた面積

四 第一号の規定の例により計算した面積に、一七〇平方メートルに当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数(その数が三を超える場合には、三()を乗じて得た面積を加えた面積

五 被災時の当該学校の学級数に応じ、別表第一の三に掲げる面積

4| 前項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部の校舎又は屋内運動場に係る工事を算定する場合において、当該特別支援学校が視覚障害者である児童及び生徒、聴覚障害者である児童及び生徒、知的障害者である児童及び生徒、肢体不自由者である児童及び生徒又は病弱者である児童及

程を含む。)の校舎にあつては第三号、傾斜路を設ける盲学校、聾学校又は養護学校の小学部及び中学部の校舎にあつては第四号()に掲げる面積又は当該学校の被災時の校舎の面積のうちいずれか少ない面積、屋内運動場にあつては第五号に掲げる面積又は当該学校の被災時の屋内運動場の面積のうちいずれか少ない面積から、それぞれ残存面積を控除した面積に、一平方メートル当たりの新築単価を乗じて算定するものとする。ただし、次に掲げる面積については、当該学校の所在地の積雪寒冷度又は建物の構造に応じ、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより、補正を

一・二 (略)

三 被災時の当該学校の学級数から特殊学級の数を控除した学級数に応じて前二号の規定の例により計算した面積に、一六八平方メートルに当該学校の特殊学級の数を乗じて得た面積(多目的教室を設ける小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)にあつては、当該面積にそれぞれ一・一〇八又は一・一〇八五(少人数授業用教室等を設ける場合には、それぞれ一・一八〇又は一・一〇五)を乗じて得た面積)を加えた面積

四 第一号の規定の例により計算した面積に、一七〇平方メートルに当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数(その数が三を超える場合には、三()を乗じて得た面積を加えた面積

五 被災時の当該学校の学級数に応じ、別表第一の三に掲げる面積

3| 前項の規定により養護学校の小学部及び中学部の校舎又は屋内運動場に係る工事を算定する場合において、当該養護学校が肢体不自由の児童及び生徒、知的障害の児童及び生徒又は病弱(身体虚弱を含む。 以下同じ。)の児童及び生徒の二以上を就学させるもの(屋内運動場に係る工事を

び生徒の二以上に対する教育を行うもの（屋内運動場に係る工事費を算定する場合にあつては、肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校に限る。）であるときは、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積を前項第一号、第四号又は第五号に掲げる面積とみなして工事費を算定するものとする。

5| 前各項の場合において、残存面積のうち児童等の教室に使用することができる部分が極めて少ないことその他文部科学省令で定める特別の事由があるため、前各項の規定により算定した面積が児童等の教育を行うのに著しく不適當であると認められる場合においては、文部科学大臣は、当該算定された面積を超えて被災時の面積まで増加することができる。

6| 第一項本文及び第三項本文の一平方メートル当たりの新築単価は、当該新築を行おうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（設備費の算定基準）

第五条 法第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため設備を原形に復旧する場合において、当該復旧に要する経費は、別表第二に定める学校の種類別の児童等一人当たりの基準額（当該学校が視覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下この項及び別表第二において、「幼児等」という。）及び聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校である場合にあつては、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した額）に被災時における当該学校の児童等の数（別表第三に定めるところにより、補正を行うものとする。）を乗じて得た額に、当該学校の別表第四上欄に定める建物

算定する場合にあつては、知的障害の児童及び生徒並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校を除く。）であるときは、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積を前項第一号、第四号又は第五号に掲げる面積とみなして工事費を算定するものとする。

4| 前三項の場合において、残存面積のうち児童等の教室に使用することができる部分が極めて少ないことその他文部科学省令で定める特別の事由があるため、前三項の規定により算定した面積が児童等の教育を行なうのに著しく不適當であると認められる場合においては、文部科学大臣は、当該算定された面積をこえて被災時の面積まで増加することができる。

5| 第一項本文及び第二項本文の一平方メートル当たりの新築単価は、当該新築を行なおうとする時における建築費を参酌して、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める。

（設備費の算定基準）

第五条 法第五条第一項の規定により、公立学校の施設の災害復旧のため設備を原形に復旧する場合において、当該復旧に要する経費は、別表第二に定める学校の種類別の児童等一人当たりの基準額に被災時における当該学校の児童等の数（別表第三に定めるところにより、補正を行なうものとする。）を乗じて得た額に、当該学校の別表第四上欄に定める建物の被害の程度に応じた同表下欄に定める割合及び災害をこうむつた建物を当該被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

の被害の程度の区分に応じて同表下欄に定める割合及び災害を被つた建物を当該被害の程度ごとに区分した面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

2 (略)

別表第一(第一条関係)

別支援学校	視覚障害者である 幼児又は生徒に対 する教育を行う特 別支援学校		(略)		学 校 の 種 類	校舎についての 児童等一人当た りの基準面積	屋内運動場 についての 児童等一人 当たりの基 準面積	寄宿舎につ いての児童 等一人当た りの基準面 積
	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部				
別支援学校	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	(略)	校舎についての 児童等一人当た りの基準面積	屋内運動場 についての 児童等一人 当たりの基 準面積	寄宿舎につ いての児童 等一人当た りの基準面 積
	五平方メートル 三六・一	〇平方メートル 五一・八	一平方メートル 三七・〇	三平方メートル 四七・七	学校の種類 に応じ、球 技その他の 運動を行う の必要と 認められる 面積で、文 部科学大臣 が財務大臣 と協議して 定めたもの			
					学校の種類 に応じ、居 室、自習室 その他の児 童等を収容 するの必要 と認めら れるものの 面積で、文 部科学大臣 が財務大臣 と協議して 定めたもの			

2 (略)

別表第一(第一条関係)

聾 学 校	盲 学 校		(略)		学 校 の 種 類	校舎についての 児童等一人当た りの基準面積	屋内運動場 についての 児童等一人 当たりの基 準面積	寄宿舎につ いての児童 等一人当た りの基準面 積
	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部				
聾 学 校	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	(略)	校舎についての 児童等一人当た りの基準面積	屋内運動場 についての 児童等一人 当たりの基 準面積	寄宿舎につ いての児童 等一人当た りの基準面 積
	五平方メートル 三六・一	〇平方メートル 五一・八	一平方メートル 三七・〇	三平方メートル 四七・七	学校の種類 に応じ、球 技その他の 運動を行う の必要と 認められる 面積で、文 部科学大臣 が財務大臣 と協議して 定めたもの			
					学校の種類 に応じ、居 室、自習室 その他の児 童等を収容 するの必要 と認めら れるものの 面積で、文 部科学大臣 が財務大臣 と協議して 定めたもの			

小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）並びに特別支援学校の小学部及び中学部	(略)	知的障害者である幼児又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	三平方メートル	四七・七
		肢体不自由者である幼児又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	三平方メートル	四七・七
	(略)	病弱者である幼児又は生徒に対する教育を行う特別支援学校	幼稚部	三平方メートル	四七・七
		特別支援学校	高等部	五平方メートル	四四・二
	(略)	特別支援学校	高等部	五平方メートル	四四・二
		特別支援学校	高等部	一平方メートル	三七・三

小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部	(略)	養護学校	幼稚部	三平方メートル	四七・七
		養護学校	高等部	五平方メートル	四七・七
	(略)	養護学校	高等部	五平方メートル	四七・七
		養護学校	高等部	五平方メートル	四七・七

別表第一の二(第一条関係)

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)
視覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 862平方メートル 2, 105平方メートル + 242平方メートル × (学級数 - 4) 3, 317平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 850平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 616平方メートル 1, 869平方メートル + 253平方メートル × (学級数 - 4) 3, 135平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 668平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)

別表第一の二(第一条関係)

学校の種類	学級数	面積の計算方法
(略)	(略)	(略)
盲学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 862平方メートル 2, 105平方メートル + 242平方メートル × (学級数 - 4) 3, 317平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 850平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)
聾学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 616平方メートル 1, 869平方メートル + 253平方メートル × (学級数 - 4) 3, 135平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 668平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)

知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 903平方メートル 2, 163平方メートル + 260平方メートル × (学級数 - 4) 3, 463平方メートル + 200平方メートル × (学級数 - 9) 5, 263平方メートル + 145平方メートル × (学級数 - 18)	肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	2, 152平方メートル 2, 429平方メートル + 276平方メートル × (学級数 - 4) 3, 808平方メートル + 240平方メートル × (学級数 - 9) 5, 969平方メートル + 181平方メートル × (学級数 - 18)
肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	2, 152平方メートル 2, 429平方メートル + 276平方メートル × (学級数 - 4) 3, 808平方メートル + 240平方メートル × (学級数 - 9) 5, 969平方メートル + 181平方メートル × (学級数 - 18)	知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 903平方メートル 2, 163平方メートル + 260平方メートル × (学級数 - 4) 3, 463平方メートル + 200平方メートル × (学級数 - 9) 5, 263平方メートル + 145平方メートル × (学級数 - 18)
病弱者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 576平方メートル 1, 849平方メートル + 273平方メートル × (学級数 - 4) 3, 216平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 749平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)	病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十学級まで 七学級まで 十八学級以上	1, 576平方メートル 1, 849平方メートル + 273平方メートル × (学級数 - 4) 3, 216平方メートル + 170平方メートル × (学級数 - 9) 4, 749平方メートル + 134平方メートル × (学級数 - 18)

別表第一の三（第一条関係）

学 校 の 種 類	学 級 数	面 積
（略）	（略）	（略）
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九 三二平方 メートル
肢体不自由者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇 九七平方 メートル

別表第二（第五条関係）

学 校 の 種 類	児 童 等 一 人 当 た り の 基 準 額
（略）	（略）
視覚障害者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	一三、五〇〇円

別表第一の三（第一条関係）

学 校 の 種 類	学 級 数	面 積
（略）	（略）	（略）
盲学校、聾 ^{きこ} 学校、知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級以上	九 三二平方 メートル
肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇 九七平方 メートル

別表第二（第五条関係）

学 校 の 種 類	児 童 等 一 人 当 た り の 基 準 額
（略）	（略）
盲学校	一三、五〇〇円

聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校	一四、五〇〇円
(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
(略)	(略)	(略)
特別支援学校	三十人以下 三十一人から六十人まで	$30人 \times 1.20$ 児童等の数 $\times 1.20$
特別支援学校	六十一人から百二十人まで	$60人 \times 1.20 + (\text{児童等の数} - 60人) \times 0.80$
特別支援学校	百二十一人から百八十人まで	$120人 \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 120人) \times 0.70$
特別支援学校	百八十一人以上	$180人 \times 0.90 + (\text{児童等の数} - 180人) \times 0.50$
(略)	(略)	(略)

聾学校及び養護学校	一四、五〇〇円
(略)	(略)

別表第三（第五条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
(略)	(略)	(略)
聾学校及び養護学校	三十人以下 三十一人から六十人まで	$30人 \times 1.20$ 児童等の数 $\times 1.20$
聾学校及び養護学校	六十一人から百二十人まで	$60人 \times 1.20 + (\text{児童等の数} - 60人) \times 0.80$
聾学校及び養護学校	百二十一人から百八十人まで	$120人 \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 120人) \times 0.70$
聾学校及び養護学校	百八十一人以上	$180人 \times 0.90 + (\text{児童等の数} - 180人) \times 0.50$
(略)	(略)	(略)

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

（第十四条関係）

改正案	現行
<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令</p> <p>（経費の範囲及び算定基準）</p> <p>第一条 都道府県が、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号。以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 教科用図書の購入費 学年別に文部科学省令で定める教科ごとに各一種類の教科用図書の価額。ただし、特定の教科については、文部科学省令で定めるところにより、二以上の種類の教科用図書の価額</p> <p>二 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条第二項に規定する学校給食費又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第一条に規定する学校給食に要する経費で同法第五条第一項に規定する経費以外のものの額</p> <p>三 了八（略）</p>	<p>盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令</p> <p>（経費の範囲及び算定基準）</p> <p>第一条 都道府県が、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 教科用図書の購入費 学校の種類別及び学年別に文部科学省令で定める教科ごとに各一種類の教科用図書の価額。ただし、特定の教科については、文部科学省令で定めるところにより、二以上の種類の教科用図書の価額</p> <p>二 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条第二項に規定する学校給食費又は盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する学校給食に要する経費で同法第五条第一項に規定する経費以外のものの額</p> <p>三 了八（略）</p>

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）

（傍線部分は改正部分）

（第十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（国内産の牛乳を学校給食用に供給する学校）</p> <p>第十一条 法第二十四条の三の二第一項の政令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条の夜間学校給食を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）とする。</p>	<p>（国内産の牛乳を学校給食用に供給する学校）</p> <p>第十一条 法第二十四条の三の二第一項の政令で定める学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第二条の夜間学校給食を行う高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）とする。</p>

（第十六条関係）

改 正 案	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、別表第一及び第二のうち、<u>野外観察調査用具、標本及び模型に係る部分は、適用しない。ただし、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</u>に関しては、この限りでない。</p>
現 行	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、別表第一及び第二のうち、<u>野外観察調査用具、標本及び模型に係る部分は、適用しない。ただし、養護学校</u>に関しては、この限りでない。</p>

別表（第二条関係）	
第一 小学校及び特別支援学校の小学部	第一 小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部
理科に関する教育のための設備	理科に関する教育のための設備
(略)	(略)
算数に関する教育のための設備	算数に関する教育のための設備
(略)	(略)
備考（略）	備考（略）
第二 中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部	第二 中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部
理科に関する教育のための設備	理科に関する教育のための設備
(略)	(略)

算数に関する教 育のための設備	(略)	(略)
備考 (略)		

第三 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

理科に関する教 育のための設備	(略)	(略)
算数に関する教 育のための設備	(略)	(略)
備考 (略)		

算数に関する教 育のための設備	(略)	(略)
備考 (略)		

第三 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護
学校の高等部

理科に関する教 育のための設備	(略)	(略)
算数に関する教 育のための設備	(略)	(略)
備考 (略)		

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

（第十七条関係）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十七号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）<u>第二条第四項の規定による給付金</u></p> <p>十一～四十（略）</p> <p>四十一 特別支援教育就学奨励費交付金（第十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>四十二～九十二（略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十七号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）<u>第二条第四項の規定による給付金</u></p> <p>十一～四十（略）</p> <p>四十一 特殊教育就学奨励費交付金（第十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）</p> <p>四十二～九十二（略）</p>

盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令（昭和三十二年政令第四百十三号）

（傍線部分は改正部分）

（第十八条関係）

改正案	現行
<p>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令</p> <p>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）第二条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、同法第五条第一項の規定に基づき特別支援学校の設置者が負担する経費は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>一 特別支援学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十六条の規定により特別支援学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村（市町村の組合を含む。）立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二 （略）</p>	<p>盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令</p> <p>盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第二条に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、同法第五条第一項の規定に基づき盲学校、聾学校又は養護学校の設置者が負担する経費は、次の各号に掲げる経費とする。</p> <p>一 盲学校、聾学校又は養護学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十六条の規定により盲学校、聾学校又は養護学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村（市町村の組合を含む。）立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二 （略）</p>

学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

（第十九条関係）

改正案	現行
<p>（出席停止の指示）</p> <p>第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第十七条第二号の政令で定める者）</p> <p>第八条 法第十七条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「<u>要保護者</u>」<u>という。</u>）とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出席停止の指示）</p> <p>第五条 校長は、法第十二条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第十七条第二号の政令で定める者）</p> <p>第八条 法第十七条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「<u>要保護者</u>」<u>という。</u>）に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「<u>準要保護者</u>」<u>という。</u>）とする。</p> <p>2 （略）</p>

(補助の基準)

第九条 法第十八条第一項の規定による国の補助は、法第十七条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(補助の基準)

第九条 法第十八条第一項の規定による国の補助は、法第十七条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。)の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあつては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあつては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。

2 文部科学大臣は、毎年度、別表イに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数を各都道府県に配分し、その配分した数を各都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣が、別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数を基準として各都道府県ごとに定めた児童及び生徒の被患者の延数を、各市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の数を勘案して、各市町村に配分し、その配分した数を文部科学大臣及び各市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(専修学校)

第十一条 第五条、第六条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「当該生徒」と読み替えるものとする。

別表（第九条関係）

イ	都道府県が要保護者に対して援助を行う場合	$\frac{X_1 \times P_1}{P_1}$
ロ	市町村が要保護者に対して援助を行う場合	$\frac{X_2 \times P_2}{P_2}$

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- X₁ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数
- X₂ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

(専修学校)

第十一条 第五条、第六条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「児童、生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）又は幼児にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「当該生徒」と読み替えるものとする。

別表（第九条関係）

イ	都道府県が要保護者に対して援助を行う場合	$\frac{X_1 \times P_1}{P_1}$
ロ	市町村が要保護者に対して援助を行う場合	$\frac{X_2 \times P_2}{P_2}$

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- X₁ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数
- X₂ 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

者の見込延数

P₁ 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P₂ 前年度の七月一日現在において全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P₁ 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P₂ 前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P₁ 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数

P₂ 前年度の七月一日現在において全国の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P₁ 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P₂ 前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

（第二十条関係）

改正案		現行	
<p>（数学年の児童又は生徒を一学級に編制する場合の標準）</p> <p>第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項ただし書の規定に基づく学級の編制は、次の表の上欄に掲げる児童又は生徒の数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる児童又は生徒で行うものとする。</p>			
児童又は生徒の数	一学級に編制する児童又は生徒	児童又は生徒の数	一学級に編制する児童又は生徒
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>小学校又は中学校の特別支援学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が八人以下である場合</p> <p>特別支援学校の小学部又は中学部の重複障害学級（法第三条第三項の規定により文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級をいう。）に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が三人以下である場合</p>	<p>当該児童又は生徒</p>	<p>小学校又は中学校の特殊学級に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が八人以下である場合</p> <p>特殊教育諸学校の小学部又は中学部の重複障害学級（法第三条第三項の規定により文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級をいう。）に編制する二以上の学年の児童又は生徒の数の合計数が三人以下である場合</p>	<p>当該児童又は生徒</p>
（教職員定数の算定に関する特例）		（教職員定数の算定に関する特例）	

第五条 (略)

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、文部科学大臣が定める障害を有する児童又は生徒（学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（第五号において「特別支援学級」という。）の児童及び生徒を除く。）に対して当該障害に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二 四 (略)

五 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部又は中学部において、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）で文部科学大臣が定める障害を有するものに対して当該障害に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第十一条

3・4 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第

第五条 (略)

2 法第十五条第二号の政令で定める特別の指導は、次の各号に掲げる指導とし、同条の規定により教職員の数を加える場合においては、それぞれ当該各号に掲げる数を当該各号に掲げる法の規定により算定した数に加えるものとする。

一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、文部科学大臣が定める心身の故障を有する児童又は生徒（学校教育法第七十五条に規定する特殊学級（第五号において「特殊学級」という。）の児童及び生徒を除く。）に対して当該心身の故障に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第七条

二 四 (略)

五 聾学校の小学部又は中学部において、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）で文部科学大臣が定める心身の故障を有するものに対して当該心身の故障に応じた特別の指導が行われる場合にあつては、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数 第十一条

3・4 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第七条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第

二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）
、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一・二（略）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一・二（略）

二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）
、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一・二（略）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一・二（略）

（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健</p>	<p>別表第二（第十条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健</p>

康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金

康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健

・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三十九（略）

別表第三（附則第二項関係）

一四（略）
 五 小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼稚園の教育職員
 六十四（略）

健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

三十九（略）

別表第三（附則第二項関係）

一四（略）
 五 小学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育職員
 六十四（略）

（第二十二条関係）

改正案			現行		
<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第二十二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学科の種類等に応じ同表第三欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の第三欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる数とする。</p>			<p>（教職員定数の算定に関する特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第二十二号の政令で定める学科は、次の表の第二欄に掲げる学科の種類等に応じ同表第三欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める数は、同表の第三欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる数とする。</p>		
項	学科	加減する数	項	学科	加減する数
一	（略）	（略）	一	（略）	（略）
二	特別支援学校の高等部	普通教育を主とする学科（知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）	二	盲学校の高等部	保健医療に関する専門教育を主とする学科
		法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数	三	聾学校の高等部	産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科
			四	養護学校の高等部	普通教育を主とする学科
					法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数

3 5 (略)		保健医療に関する専門教育を主とする学科(視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)	法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数
		産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科(聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)	法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数

3 5 (略)		する学科	り算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第四条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下この項において「短時

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法)

第四条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下この項において「短時

間勤務職員」という。()の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一・二（略）

2 法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一・二（略）

間勤務職員」という。()の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の別、公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。

一・二（略）

2 法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する非常勤の講師（以下この項において単に「非常勤の講師」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教諭等又は公立の特殊教育諸学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす非常勤の講師の数に換算するものとする。

一・二（略）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）

（傍線部分は改正部分）

（第二十三条関係）

改正案		現行		
<p>別表第三（第三十七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>学 校 の 種 類</td> <td>児童等一人当たりの基準額</td> </tr> </table>	学 校 の 種 類	児童等一人当たりの基準額	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、特別支援学校にあつては九十万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基ついて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校にあつては九十万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基ついて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>
学 校 の 種 類	児童等一人当たりの基準額			
<p>別表第三</p> <table border="1"> <tr> <td>学 校 の 種 類</td> <td>児童等一人当たりの基準額</td> </tr> </table>	学 校 の 種 類	児童等一人当たりの基準額	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校にあつては九十万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基ついて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第三十七条 法第十七条第一項の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては六十万円以上、盲学校、聾学校及び養護学校にあつては九十万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては百五十万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては二百十万円以上、短期大学にあつては二百四十万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては三百万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基ついて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。</p> <p>2～4（略）</p>
学 校 の 種 類	児童等一人当たりの基準額			

(略)	(略)	(略)	(略)
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育（以下この表において「視覚障害教育」という。）を専ら行う特別支援学校	一三、五〇〇円	(略)	(略)
聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である幼児、児童又は生徒に対する教育（以下この表において「聴覚障害等教育」という。）を専ら行う特別支援学校	一四、五〇〇円	(略)	(略)
視覚障害教育及び聴覚障害等教育を行う特別支援学校	一三、五〇〇円以上一四、五〇〇円以下の範囲内で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額	(略)	(略)

別表第四（第三十七条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
盲学校	一三、五〇〇円	(略)	(略)
聾 ^{キコ} 学校及び養護学校	一四、五〇〇円	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(略)

別表第四

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	三十人以下 三十一人から六十人まで	30人 × 1.20 児童等の数 × 1.20			
	特別支援学校 六十一人から百二十人まで	60人 × 1.20 + (児童等の数 - 60人) × 0.80			
	百二十一人から百八十人まで	120人 × 1.00 + (児童等の数 - 120人) × 0.70			
	百八十一人以上	180人 × 0.90 + (児童等の数 - 180人) × 0.50			
(略)	(略)	(略)			
	盲学校、聾学校及び養護学校 三十人以下 三十一人から六十人まで	30人 × 1.20 児童等の数 × 1.20			
	六十一人から百二十人まで	60人 × 1.20 + (児童等の数 - 60人) × 0.80			
	百二十一人から百八十人まで	120人 × 1.00 + (児童等の数 - 120人) × 0.70			
	百八十一人以上	180人 × 0.90 + (児童等の数 - 180人) × 0.50			
(略)	(略)	(略)			

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）

（傍線部分は改正部分）

（第二十四条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（学校法人でない者の設置する学校に関する特例）</p> <p>2 私立の盲学校、聾学校及び養護学校で学校法人でない者の設置するものについては、第一条第一項中「当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長」とあるのは、「当該義務教育諸学校の設置者（法人にあつては法人を代表する権限を有する者）」とする。</p> <p>（発行者の指定の要件についての経過規定）</p> <p>3 法施行の際現に義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法第一百七条に規定する教科用図書を除く。）の発行を担当している者で、第十五条第一号の要件を満たしていないものについては、昭和四十四年三月三十一日までの間は、同号中「一千万円以上」とあるのは「法施行の際の資本の額又は出資の総額以上」と、「一千万円をこえない範囲内で文部省令で定める額」とあるのは「法施行の際の額」とする。</p> <p>（教科用図書の給与を受ける児童生徒の範囲）</p> <p>4 義務教育諸学校において使用される教科用図書の給与を受ける者の範囲は、昭和三十九年度にあつては小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小</p>

(削除)

学部を含む。以下同じ。)の第一学年から第三学年までの児童とし、昭和四十年年度にあつては小学校の第一学年から第五学年までの児童とし、昭和四十一年度にあつては小学校の第一学年から第六学年までの児童とし、昭和四十二年度にあつては小学校の第一学年から第六学年までの児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)の第一学年の生徒とし、昭和四十三年度にあつては小学校の第一学年から第六学年までの児童並びに中学校の第一学年及び第二学年の生徒とし、昭和四十四年度以降にあつては小学校の第一学年から第六学年までの児童及び中学校の第一学年から第三学年までの生徒とする。

(同一教科用図書を採択する期間の特例)

5 次の表の上欄に掲げる教科用図書の採択に対する同表の中欄に掲げる期間における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは、同表の上欄に掲げる教科用図書及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部において使用する教科用図書	(略)	(略)
中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部において使用する教科用図書	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。） 、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金</p> <p>九 （略）</p>	<p>（法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金）</p> <p>第三条 法第十三条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない女子が扶養している児童の小学校（盲学校、聾学校又は養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部を含む。以下同じ。）若しくは中学校（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部を含む。以下同じ。）への入学又は配偶者のない女子が扶養している児童の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。以下同じ。） 、大学、高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第十三条第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「修業施設」という。）への入所に際し必要な資金</p> <p>九 （略）</p>

（第二十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（著作物等の録音が認められる施設）</p> <p>第二条 法第三十七条第三項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館で学校教育法第一条の特別支援学校（視覚障害者である児童又は生徒に<u>対する教育を行うものに限る。</u>）に設置されたもの</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所</p> <p>四〇九（略）</p>	<p>（著作物等の録音が認められる施設）</p> <p>第一条 法第三十七条第三項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条の学校図書館で学校教育法第一条の<u>盲学校</u>に設置されたもの</p> <p>四〇六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>別表（第六十五条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所</p> <p>四〇九（略）</p>

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）

（傍線部分は改正部分）

（第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例）</p> <p>第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所の児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>	<p>（独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例）</p> <p>第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）、高等専門学校及び幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）の児童、生徒、学生及び幼児並びに保育所の児童についての災害共済給付に係る共済掛金の額については、当分の間、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額」とする。</p>

（第二十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（第二十三条第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の児童、生徒又は幼児（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対</p>	<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（第二十三条第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の児童、生徒又は幼児（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対</p>

2
（略）

する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ（略）

ロ 特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は障害のある幼児が在学している私立の幼稚園であること。

ハ（略）

2
（略）

する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ（略）

ロ 特殊学級を置く私立の小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は心身に故障のある幼児が在学している私立の幼稚園であること。

ハ（略）

（第二十九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園</p> <p>二 八（略）</p> <p>（降灰防除施設の整備に要する費用の補助）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は<u>特別支援学校</u>の小学部若しくは中学部をいう。）に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>及び幼稚園</p> <p>二 八（略）</p> <p>（降灰防除施設の整備に要する費用の補助）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 多量の降灰により学校環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めて文部科学大臣が指定した市町村の区域内に存する公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>若しくは<u>養護学校</u>の小学部若しくは中学部をいう。）に係る国の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、降灰防除施設の整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額とする。</p>

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）

（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第五条関係） 一～三（略） 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 五～五十七（略）	別表（第五条関係） 一～三（略） 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 五～五十七（略）

教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第五十四号）

（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>この政令は、平成元年四月一日から施行する。</p> <p>（削除）</p>	<p>附 則</p> <p>1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。</p> <p>2 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時的に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）として国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、改正法附則第一条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの</p> <p>3 改正法附則第二条第一項の政令で指定する年度は、平成四年度とする。</p>

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）

（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事等による事務の処理）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専ら幼稚園、専修学校又は各種学校の設置を事業の目的とする公益法人等であつてその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものに対する文部科学大臣の前項各号に掲げる権限に属する事務は、当該公益法人等の主たる事務所が存する都道府県の知事が行う。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事等による事務の処理）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専ら盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校又は各種学校の設置を事業の目的とする公益法人等であつてその行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるものに対する文部科学大臣の前項各号に掲げる権限に属する事務は、当該公益法人等の主たる事務所が存する都道府県の知事が行う。</p> <p>3（略）</p>

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）

（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（多数の者が利用する特定建築物の要件）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（多数の者が利用する特定建築物の要件）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、<u>盲学校、聾学校</u>若しくは<u>養護学校</u>（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの</p> <p>三・四（略）</p>

財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）

（第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）<u>第四条の規定による負担金</u></p> <p>十一（略）</p> <p>十二 削除</p> <p>十三〇百十六（略）</p>	<p>別表第一（第五条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）<u>第四条の規定による負担金</u></p> <p>十一（略）</p> <p>十二 <u>公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五百五十二号）第五条の規定による負担金</u></p> <p>十三〇百十六（略）</p>

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）

（第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第十条関係） 一～三（略） 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 五～四十六（略）	別表第二（第十条関係） 一～三（略） 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 五～四十六（略）

産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）

（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>別表（第三条関係） 一～五（略） 六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 七～四十九（略）</p>	<p>別表（第三条関係） 一～五（略） 六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 七～四十九（略）</p>

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）

（傍線部分は改正部分）

（第三十七条関係）

改正案	現行
<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）第九条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第九条第一項、独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第七十九号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四十四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十</p>	<p>（教育公務員の範囲）</p> <p>第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）第九条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第九条第一項、独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第七十九号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四十四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号</p>

一 号) 第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百五号) 第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号) 第十条、独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号) 第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号) 第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号) 第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号) 第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号) 第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号) 第十条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第一百三十三号) 第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第一百四十四号) 第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一百五十五号) 第十条第一項、独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第十六号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

別表(第五条、第六条、第八条関係)

(略)	一	(略)	二	(略)	三	(略)	四	(略)	五
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

) 第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百五号) 第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七号) 第十条、独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号) 第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第六十一号) 第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号) 第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号) 第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号) 第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号) 第十条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第一百三十三号) 第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第一百四十四号) 第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一百五十五号) 第十条第一項、独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第十六号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

別表(第五条、第六条、第八条関係)

(略)	一	(略)	二	(略)	三	(略)	四	(略)	五
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

(略)	研究所	独立行政法人国立 特別支援教育総合 研究所
(略)	三条第一項	独立行政法人国立特別支 援教育総合研究所法第十 三条第一項
(略)	学省令	文部科 学省令
(略)	三項	同条第 三項
(略)	計	一般会 計

(略)	所	独立行政法人国立 特殊教育総合研究 所
(略)	第一項	独立行政法人国立特殊教 育総合研究所法第十三条 第一項
(略)	学省令	文部科 学省令
(略)	三項	同条第 三項
(略)	計	一般会 計

（第三十八条関係）

改正案		現行	
項	事業の区分	項	事業の区分
国庫の負担又は補助の割合		国庫の負担又は補助の割合	
<p>別表第一（第三十八条関係）</p> <p>2（略）</p> <p>、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。</p>		<p>（国有財産の譲与等）</p> <p>第四十二条 国は、関係地方公共団体において普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産をいう。以下この条において同じ。）を、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校（当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園を含む。）、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、又は特別支援学校の施設で法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に係るものうち、内閣総理大臣が指定する施設の用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に対して、当該普通財産を無償で譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、関係地方公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。</p> <p>2（略）</p> <p>別表第一（第三十八条関係）</p>	

備考 (略)	二十三 二十七	(略)	(略)	公立の小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)及び中学校に係る理科教育振興法第二条に規定する理科教育のための設備の整備	十分の七・五	公立の中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための設備の整備	十分の七・五	二十 二十	(略)	義務教 育施設 等			
											(略)	公立の中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための設備の整備	十分の七・五

備考 (略)	二十三 二十七	(略)	(略)	公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)及び中学校に係る理科教育振興法第二条に規定する理科教育のための設備の整備	十分の七・五	公立の中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための設備の整備	十分の七・五	二十 二十	(略)	義務教 育施設 等			
											(略)	公立の中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育振興法第二条に規定する産業教育のための設備の整備	十分の七・五

教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第三百三三号）

（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（幼稚園等の教諭等に対する研修の特例）</p> <p>第二条 教育公務員特例法施行令第三条第三項第四号並びに第五条第二号及び第四号の規定の適用については、当分の間、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この条において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（幼稚園等の教諭等に対する研修の特例）</p> <p>第一条 この政令による改正後の教育公務員特例法施行令第三条第三項第四号並びに第五条第二号及び第五号の規定の適用については、当分の間、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この条において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とする。</p>

（第四十条関係）

改正案	現行
<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> <p>8（略）</p> <p>（共済掛金の額）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。） 二百七十円</p>	<p>（災害共済給付の給付基準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校）法第三条に規定する特殊教育諸学校をいう。以下同じ。）の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> <p>8（略）</p> <p>（共済掛金の額）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の政令で定める額は、各年度につき、児童生徒等一人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。以下同じ。） 二百七十円</p>

(共済掛金の控除額及び返還額)

第十二条 法第十八条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の二分の一とする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒(法第二十九条第二項各号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち、要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。)の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一に第十八条第二項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。

(センターに対する国の補助)

第十八条 法第二十九条第二項の規定による国の補助は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一にセンターが次項の規定により公立の義務教育諸学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の二分の一を限度として、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の二分の一

(共済掛金の控除額及び返還額)

第十二条 法第十八条の政令で定める額は、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の総額の二分の一とする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒(法第二十九条第二項各号に掲げる者に係る児童及び生徒のうち、要保護児童生徒を除いた者をいう。以下同じ。)の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一に第十八条第二項の規定により当該義務教育諸学校の設置者がセンターから通知を受けた児童及び生徒の数を乗じて得た額の二分の一を限度とする。

(センターに対する国の補助)

第十八条 法第二十九条第二項の規定による国の補助は、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部の別並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の別により、それぞれ、共済掛金の額の二分の一にセンターが次項の規定により公立の義務教育諸学校の設置者に配分した児童及び生徒の数を乗じて得た額の合計額の二分の一を限度として、公立の義務教育諸学校の設置者が法第十七条第四項ただし書の規定により児童又は生徒の保護者で法第二十九条第二項各号のいずれかに該当するものから法第十七条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しない場合における当該徴収しない額の合計額の二分の一

ついて行うものとする。

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

別表（第十八条関係）

イ 要保護児童生徒に係る場合	$X \times \frac{P}{P}$
ロ 準要保護児童生徒に係る場合	$Y \times \left(\frac{P}{P} + \frac{Q}{Q} \right) \times \frac{1}{2}$

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

- X 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数
- Y 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る準要保護児童生徒の総数
- P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援

について行うものとする。

2 センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただし書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別表に掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者に通知しなければならない。

別表（第十八条関係）

イ 要保護児童生徒に係る場合	$X \times \frac{P}{P}$
ロ 準要保護児童生徒に係る場合	$Y \times \left(\frac{P}{P} + \frac{Q}{Q} \right) \times \frac{1}{2}$

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

- X 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部に係る要保護児童生徒の総数
- Y 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国の補助の基準となる小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部及び中学部に係る準要保護児童生徒の総数
- P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育

<p>学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数</p> <p>P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校<small>の</small>設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数</p> <p>Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒の総数</p> <p>q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校<small>の</small>設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒の総数</p>	<p>諸学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助（生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数</p> <p>P 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校<small>の</small>設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数</p> <p>Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る全国の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒の総数</p> <p>q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係る当該学校<small>の</small>設置者の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校<small>の</small>小学部及び中学部の児童及び生徒の総数</p>
---	---

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）

（第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 特別支援学校教職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。</p> <p>十一 特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 特殊教育諸学校教職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する公立の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。</p> <p>十一 特殊教育諸学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から</p>

休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

(国庫負担額の最高限度額)

第二条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「算定総額」という。）を超える都道府県については、当該算定総額の三分の一を最高限度とする。

一（三）（略）

四 特別支援学校教職員基礎給料月額に特別支援学校教職員算定基礎定数乗じて得た額に十二を乗じて得た額

五 公立の小学校等、公立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに市町村立の共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額、教職調整額並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額

育児休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

(国庫負担額の最高限度額)

第一条 義務教育費国庫負担法第二条の規定による国庫負担額は、当該年度における同条に規定する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）の実支出額の合計額が、次に定めるところにより算定した額の合計額（以下「算定総額」という。）を超える都道府県については、当該算定総額の三分の一を最高限度とする。

一（三）（略）

四 特殊教育諸学校教職員基礎給料月額に特殊教育諸学校教職員算定基礎定数乗じて得た額に十二を乗じて得た額

五 公立の小学校等、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部並びに市町村立の共同調理場の一般教職員に係る給料の調整額、教職調整額並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び義務教育等教員特別手当について、それぞれの給与の種類ごとに、国家公務員の給与及び人材確保法第三条の規定により講じられている措置等を勘案して、毎年度、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより各都道府県ごとに算定した額の合計額

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）

（第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に 合に関する経過措置）</p> <p>第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合において は、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と 、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の第二項第七号に規定する政 令で定める在職期間とそれれみなして、同法第六条の四及び国家公務員 退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を 適用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第 四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平 成十一年法律第六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研 究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館 、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行 政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行 政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人 国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員としての在職期間（平 成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間に</p>	<p>（基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場 合に関する経過措置）</p> <p>第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合におい ては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と 、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の第二項第七号に規定する政 令で定める在職期間とそれれみなして、同法第六条の四及び国家公務員 退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を 適用する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試セン ター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、 独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立 行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独 立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化 財研究所の職員としての在職期間（平成十八年独法改革文部科学省関係 法整備法の施行の日の前日までの間に限る。）</p>

限る。

十二
十一
略

十二
十一
略

改 正 案	現 行
<p>（少年矯正課の所掌事務）</p> <p>第四十一条 少年矯正課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 少年院等被収容者の<u>教科教育</u>、<u>特別支援教育</u>、<u>職業補導</u>、<u>訓練</u>、<u>厚生</u>その他の処遇に関する<u>こと</u>。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（少年矯正課の所掌事務）</p> <p>第四十一条 少年矯正課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 少年院等被収容者の<u>教科教育</u>、<u>特殊教育</u>、<u>職業補導</u>、<u>訓練</u>、<u>厚生</u>その他の処遇に関する<u>こと</u>。</p> <p>四・五 （略）</p>

（第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～十（略）</p> <p>十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第四十一条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>十二～十五（略）</p> <p>十六 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十七～二十二（略）</p> <p>二十三 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯</p>	<p>（初等中等教育局の所掌事務）</p> <p>第五条 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～十（略）</p> <p>十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。第四十一条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>十二～十五（略）</p> <p>十六 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校^{ろう}の高等部における通信教育に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十七～二十二（略）</p> <p>二十三 盲学校^{ろう}の理療に関する学科及び理学療法に関する学科並びに聾学</p>

科技工に関する学科の認定に関すること。

二十四～二十六（略）

（財務課の所掌事務）

第三十五条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

五 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

六～八（略）

九 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に係る予算案（学校施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

（教育課程課の所掌事務）

第三十六条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

五 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補助に関すること。

六（略）

校の歯科技工に関する学科の認定に関すること。

二十四～二十六（略）

（財務課の所掌事務）

第三十五条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

五 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職員定数の基準の設定に関すること。

六～八（略）

九 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に係る予算案（学校施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。）の準備に関する連絡調整に関すること。

（教育課程課の所掌事務）

第三十六条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四（略）

五 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部における理科教育のための補助に関すること。

六（略）

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十九条 特別支援教育課は、次に掲げる事務(第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対する教育(以下この条において「特別支援教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二・三 (略)

四 特別支援学校の高等部における通信教育に関すること。

五・六 (略)

七 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。

八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(国際教育課の所掌事務)

第四十条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における国際理解教育(以下この条において単に「国際理解教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二・五 (略)

(特別支援教育課の所掌事務)

第三十九条 特別支援教育課は、次に掲げる事務(第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対する教育(以下この条において「特別支援教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二・三 (略)

四 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における通信教育に関すること。

五・六 (略)

七 盲学校の理療に関する学科及び理学療法に関する学科並びに聾学校の歯科技工に関する学科の認定に関すること。

八 独立行政法人国立特殊教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(国際教育課の所掌事務)

第四十条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における国際理解教育(以下この条において単に「国際理解教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二・五 (略)

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(初等中等教育局の所掌事務の特例)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初等中等教育局は、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(初等中等教育局の所掌事務の特例)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初等中等教育局は、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図書の編修及び改訂に関すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
--	---

（第四十五条関係）

改 正 案		現 行	
（分科会）			
<p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
（分科会）	（分科会）	名称	所 掌 事 務
（略）	（略）	（略）	（略）
2 6 （略）		<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。</p>
2 6 （略）		<p>初等中等教育分科会</p>	<p>一 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。次号において同じ。）の振興に関する重要事項を調査審議すること（生涯学習分科会及びスポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。</p>

（第四十六条関係）

改正案		現行	
<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p>			
<p>名称</p> <p>独立行政法人</p>	<p>名称</p> <p>独立行政法人</p>	<p>名称</p> <p>独立行政法人</p>	<p>名称</p> <p>独立行政法人</p>
<p>初等中等教育分科会</p> <p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人教員研修センター</p>	<p>初等中等教育分科会</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人教員研修センター</p>	<p>初等中等教育分科会</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人教員研修センター</p>	<p>初等中等教育分科会</p> <p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人教員研修センター</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>2 （略）</p>		<p>2 （略）</p>	
<p>3 第一項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。</p>		<p>3 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。</p>	
<p>4～7 （略）</p>		<p>4～7 （略）</p>	

指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三項条関係）

改 正 案	現 行
<p>（準教育職員としての在職期間の取扱い）</p> <p>第九条 指定都市の教育職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イから八まで及び第七十七号に掲げる職員に限る。）<u>、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第二項第一号に掲げる者に限る。）若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員（同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。）に限る。）としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間をそれぞれ当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第三條又は第四條の規定を適用するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第十条 包括都道府県の職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イから八まで及び第七十七号に掲げる職員に限る。）<u>、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十</u></p>	<p>（準教育職員としての在職期間の取扱い）</p> <p>第九条 指定都市の教育職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イから八までに掲げる職員に限る。）<u>、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第二項第一号に掲げる者に限る。）若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員（同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。）に限る。）としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間をそれぞれ当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第三條又は第四條の規定を適用するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第十条 包括都道府県の職員で、その者の都道府県の職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第一項第八号イから八までに掲げる職員に限る。）<u>、市町村の教育職員（地方自治法施行令第七十四条の五十第二項第一号</u></p>

第二項第一号に掲げる者に限る。) 若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員 (恩給法の一部を改正する法律 (昭和二十六年法律第八十七号) による改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員 (同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。) に限る。) としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間を当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第八條の規定を適用するものとする。

に掲げる者に限る。) 若しくは当該指定都市の教育職員又は公務員 (恩給法の一部を改正する法律 (昭和二十六年法律第八十七号) による改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員 (同法同条同項に規定する教育職員とみなされる者を含む。) に限る。) としての在職期間に引き続き準教育職員としての在職期間を有するものの在職期間の通算については、その者の当該準教育職員としての在職期間を当該都道府県の職員、当該市町村の教育職員若しくは当該指定都市の教育職員又は当該公務員としての在職期間に含めて第八條の規定を適用するものとする。

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第四項関係）

改 正 案

現 行

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）
 第三条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読替え）
 第三条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十一年政令第十四号）	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役

（略）	（略）	（略）	（略）
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十一年政令第十四号）	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。附則第二項において同じ。）の代表取締役若しくは代表執行役
	附則第二項	学校法人でない者	学校法人又は学校設置会社でない者

第四条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の

第四条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の

第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事

第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。附則第二項において同じ。）の代表権を有する理事
	附則第二項	学校法人でない者	学校法人又は学校設置非営利法人でない者

文部科学省令第五号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

文部科学大臣 伊吹 文明

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第七条の三及び第七条の四中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の五中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の六中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削る。

第七条の七中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条の九中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第十三条第三項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第三十条第一項第三号八中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六十九条の五第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別支援教育

第七十三条の二の三を削る。

第七十三条の二の二第一項及び第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、

同条第三項中「盲学校及び聾学校」を「視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科（理療、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科をいう。）」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第七十三条の二の四とする。

4 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される幼児数八人につき教諭一人を置くことを基準とする。

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長若しくは教頭が教諭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭に代えることができる。

第七十三条の二中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第七十三条の二の三とする。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

3 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者

、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

第七十三条中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「並びに特殊学級」を「及び特別支援学級」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 特別支援学校においては、学校教育法第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。

第七十三条の二の二 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

2 特別支援学校の幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

第七十三条の四第一項及び第七十三条の五第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十三条の六を次のように改める。

第七十三条の六 削除

第七十三条の七中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「養護学校の小学部にあつては、知的障害者」を「知的障害者である児童」に改める。

第七十三条の八第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「養護学校の中学部にあつては、知的障害者」を「知的障害者である生徒」に改め、同条第三項中「養護学校の中学部にあつては、知的障害者」を「知的障害者である生徒」に、「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に改める。

第七十三条の九中「盲学校、聾学校及び養護学校の」を「特別支援学校の」に改め、「別表第三」の下に「及び別表第四」を加え、「（盲学校及び聾学校の高等部にあつては、別表第四に定める各教科を含む

。」「を削り、「科目（養護学校の高等部にあつては、知的障害者」を「科目（知的障害者である生徒」に、「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領」に、「特別活動（養護学校の高等部にあつては、知的障害者」を「特別活動（知的障害者である生徒」に改める。

第七十三条の十中「盲学校、聾学校及び養護学校の」を「特別支援学校の」に、「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領」に改める。

第七十三条の十一第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「養護学校の」を「特別支援学校の」に改め、「知的障害者」の下に「である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒」を加え、同項後段を削る。

第七十三条の十二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校に就学することとなつた心身の故障以外に他の心身の故障」を「複数の種類の障害」に改める。

第七十三条の十三中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十三条の十四中「生徒の盲学校、聾学校又は養護学校」を「生徒の特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校高等部学習指導要領」に、「より、盲学校、聾学校又は養護学校」を「より、特別支援学校」に改める。

第七十三条の十五中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十三条の十六第一項から第四項までの規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第五項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十三条の十七中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第七十三条の十八中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「第一項」を「第二項」に改める。

第七十三条の十九及び第七十三条の二十の規定中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第七十三条の二十一中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条第八号中「心身に故障」を「障害」に、「本項」を「この条」に改める。

第七十二条の二十二中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八十二条第二項中「夫夫」を「それぞれ」に、「盲学校及び聾学校の小学部並びに」を「特別支援学校の小学部及び」に改める。

第九十二条の二及び第九十四条の二中「盲学校及び聾学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第四中「盲学校」を「視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「聾学校」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

（教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正）

第二条 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（用紙 日本工業規格A4横型）

平成 年 月 日

文部科学大臣

殿

(発行者名)

(代表者名)



教科書発行届

平成 年度使用教科書として、別紙記載の教科書を発行したいので、届け出ます。
なお、その点数は下記のとおりであります。

記

小学校用 ()点		視覚障害者用 ()点
中学校用 ()点	特別支援学校用	聴覚障害者用 ()点
高等学校用 ()点		知的障害者用 ()点
		計 ()点

(学校基本調査規則の一部改正)

第三条 学校基本調査規則(昭和二十七年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「助教授」を「准教授、助教」に改める。

第四条第六号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条第一項の表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項第五号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第一項の表学校調査の項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表卒業後の状況調査の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二項の表学校調査の項及び学校施設調査の項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表卒業後の状況調査の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第十二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（学校保健統計調査規則の一部改正）

第四条 学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第五条 学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「助教」を「准教授、助教」に改める。

第六条第一項第二号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第六条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の十二第一項第三号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）第一条に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校」に改める。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和二十九年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則

第一条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令」を「特別支援学校へ

の就学奨励に関する法律施行令」に、「の規定による」を「に規定する」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に、「及び当該教科」を「並びに当該教科」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「を教育する養護学校」を「である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

附則第三項を削る。

(学校図書館司書教諭講習規程の一部改正)

第八条 学校図書館司書教諭講習規程(昭和二十九年八月六日文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する

第二条中「、盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部改正)

第九条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「特殊教科」を「自立教科等」に改める。

第一条の二中「第三項」の下に、「(大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条にお

いて準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条並びに大学院設置基準第十二条の二」を加える。

第三条の表備考第三号中「及び第六十四条第三項」を、「第十八条の二及び第六十四条第二項」に改める。

第六条第一項の表備考第八号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同備考第十号中「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第十七項」を「特別支援学校の小学部及び附則第十八項」に、「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びに附則第十七項」を「特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項」に改め、同備考第十一号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十七項」を「及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項」に、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十八項」に、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十七項」を「及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項」に改める。

第十条の六第一項中「、盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改め、同条

第二項中「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に改め、同条第三項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

第十条の七第一項中「第三十条第一項又は」を「第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「（昭和五十年文部省令第二十一号）」を削り、「第十六条第一項」の下に「又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二条第一項」を加え、同条第二項中「第二十八条又は」を「第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「第十四条」の下に「又は専門職大学院設置基準第二十一条」を加える。

第二十二条第三項中「第二十八条第一項」の下に「（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十六条第一項第一号中「の場合」を削り、同項第三号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第十章の章名中「特殊教科」を「自立教科等」に改める。

第六十二条第一項中「第十七条第一項」を「第四条の二第二項」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」

を「特別支援学校」に、「、特殊の教科」を「専ら自立教科等」に改める。

第六十二条第一項中「盲学校又は聾学校」を「特別支援学校」に、「特殊の教科（自立活動に係るものを除く）」を「専ら自立教科（自立教科等のうち自立活動を除いたものをいう。以下同じ）」に改め、同条第二項及び第三項中「盲学校及び聾学校の特殊教科の」を「特別支援学校自立教科」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状及び臨時免許状は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服に分ける。）の各教科について授与するものとする。

第六十二条の二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「自立活動」を「専ら自立活動の教授」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の」を「特別支援学校自立活動」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特別支援学校の自立活動の教員の普通免許状は、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言

語障害教育の各自立活動について授与するものとする。

第六十四条第一項中「盲学校特殊教科教諭及び聾^{ろう}学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に、「この章中以下」を「以下この章において」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

一 理療の教科についての普通免許状 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下それぞれ「あん摩マツサージ指圧師免許」、「はり師免許」及び「きゆう師免許」という。）のいずれかを有しない者（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の規定による医師免許（以下この項において「医師免許」という。）を受けているものを除く。）

二 理学療法の教科についての普通免許状 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の規定による理学療法士の免許（第六十五条において「理学療法士免許」という。）を有しない者

三 理容の教科についての普通免許状 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）、美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条においてそれぞれ「理容師免許」及び「美容師免許」という。）のいずれも有しない者

第六十四条第一項の表を次のように改める。

上 欄		下 欄	
免許状の種類		教科の種類	
		理療	基礎資格
		<input type="checkbox"/> 医師免許を受けていること。 次に掲げる科目の単位を含めて計二十六単位以上修得していること。 <input type="checkbox"/> 特別支援教育の基礎理論に関する科目 二単位以上	<input type="checkbox"/> 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。

	特別支援学校 自立教科教諭		
	一種免許状		
理療	特殊技艺	音楽	理学療法
文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の	特殊技艺科を卒業したこと。	音楽科を卒業したこと。	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の 音楽科を卒業したこと。 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の 音楽科を卒業したこと。 二 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教 育実習 三単位以上 八 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視 覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 十三単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外 の領域に関する科目に係る五単位以上を含む。） 口 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 八単 位以上

	<p style="text-align: center;">二種免許状</p>
音楽	<p style="text-align: center;">理学療法</p>
<p>文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の</p>	<p> 理療科に一年以上在学したこと。 次に掲げる科目の単位を含めて計十六単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 二単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 四単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 七単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る三単位以上を含む。） ハ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 三単位以上 </p>

		<p>特殊技艺</p>	<p>音楽科に一年以上在学したこと。 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の 特殊技艺科に一年以上在学したこと。</p>
<p>備考</p>			
<p>一 この表の下欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状（視覚障害者に関する教育の領域を定めるものに限る。）の授与を受ける場合における第七条に定める特別支援教育に関する科目の各科目の修得方法の例にならうものとする。</p> <p>二 この表の下欄に規定する文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関については、第四章（第二十九条を除く。）の規定を準用する（次項の表の第四欄の場合においても同様とする。）。</p>			

第六十四条第二項の表第三欄中「第一欄に掲げる学校」を「特別支援学校」に改め、同表第四欄中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校」に改め、同表盲学校特殊教科教諭の項を次のように改める。

特別支援学校 自立教科教諭									
二種免許状					一種免許状				
臨時免許状					二種免許状				
特殊技芸	理容	音楽	理学療法	理療	特殊技芸	理容	音楽	理学療法	理療
五	五	五	五	五	一〇	一〇	一〇	五	五
一〇		一〇	六	一五				三	一〇

第六十四条第二項の表^ろ聾学校特殊教科教諭の項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

- 一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする。

二 第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校（次号において「視覚特別支援学校」という。）又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校（次号において「聴覚特別支援学校」という。）の教員として在職した年数とし、同欄の実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからへまでに定めるところによる。ただし、イからへまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ 理療の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上及び理療に関する科目七単位以上

ロ 理学療法の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける

場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上

八 理療の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び理療に関する科目九単位以上

二 理学療法 of 教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上及び特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上

ホ 音楽の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び音楽に関する科目四単位以上

へ 特殊技芸の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合に
あつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特
別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る
教科に関する科目四単位以上

四 この表の第四欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育につ
いては、第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同欄に規定する単位の計算方法については
第一条の二の規定をそれぞれ準用する。

第六十四条第三項及び第四項を削る。

第六十五条第一項を次のように改め、同条第二項を削る。

特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状は、次の各号に掲げる免許教科に応じ、それぞれ当該各号
に定める者に、教育職員検定により授与する。

- 一 理療 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許を受けている者
- 二 理学療法 理学療法士免許を受けている者

三 音楽 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者

四 理容 理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科を卒業したもの又は四年以上理容に関する実地の経験を有するもの

五 特殊技芸 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者

第六十五条の二中「盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の教諭」を「特別支援学校自立活動教諭」に改める。

第六十五条の三中「第四条第七項並びに第五条第三項及び第四項」を「第四条の二第三項及び第五条第二項から第四項まで」に改める。

第六十五条の四中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第六十五条の五中「免許法第四条第七項の規定による盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭」を「

免許法第四条の二第三項の規定による特別支援学校教諭」に改める。

第六十五条の七中「並びに第七十三条の九」を「及び第七十三条の九」に、「並びに同令第七十三条の十」を「及び同令第七十三条の十」に、「盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領及び養護学校学習指導要領」を「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に改める。

第六十六条の二の次に次の一条を加える。

第六十六条の二の二 免許法第五条の二第三項の規定による特別支援学校助教諭の臨時免許状についての
新教育領域の追加の定めは、当該新教育領域が定められた普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定に合格した者が所有する臨時免許状について行うものとする。

第六十八条及び第六十九条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六十九条の三中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十条中「若しくは別表第八」を「、別表第八若しくは第六十四条第二項の表」に改める。

第七十一条中「免許状の授与」の下に「、新教育領域の追加の定め」を、「とする者は」の下に「、免

許法第五条の二第一項及び第三項に定めるもののほか」を加え、「願い出なければならぬ」を「申し出るものとする」に改める。

第七十二条第二項第四号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十四条第一項中「免許法第四条」の下に「及び第四条の二第一項」を加え、「特殊の教科」を「特別支援学校の自立教科又は自立活動の教員」に改め、同条第二項中「教科」の下に「、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの日を含む。）」を加える。

第七十五条中「第十八条」の下に「第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第二十二項中「免許法附則第五項」を「第五項、第九項」に改める。

附則第二十四項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別記様式備考第一号ア中「盲学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に、「養護学校自立活動教諭」を「特別支援学校自立活動教諭」に改め、同号イ中「押すこと」の下に「（特別支援学校の教員の免許状（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第五条第一項の規定に

より当該免許状とみなされるものを含む。以下同じ。）の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行うときも同様とする。）「を」を加え、同号力中「については」の下に「、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と」を加え、「事項について」と」の下に「、第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と」を加え、同号ケ（オ）を同号ケ（カ）とし、同号ケ（エ）の次に次のように加える。

（オ） 特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

（教育職員免許法施行法施行規則の一部改正）

第十条 教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「盲学校又は聾^{ろう}学校」を「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科」に改める。

（理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正）

第十一条 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の

一部を次のように改正する。

本則中「第二十六」を「別表第二十六」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 視覚特別支援学校 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

二 聴覚特別支援学校 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

三 養護特別支援学校 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第五号において同

じ。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

四 知的特別支援学校 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

五 肢体等特別支援学校 肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特

別支援学校

別表第二中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第三中「聾学校」を「聴覚特別支援学校」

に改め、別表第四中「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を「肢体等特別支援学

校」に改め、別表第六中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第七中「聾学校」を「聴覚特別

支援学校」に改め、別表第八中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改め、別表第十中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第十一中「聾学校」を「聴覚特別支援学校」に改め、別表第十二中「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校に限る。）」を「知的特別支援学校」に改め、別表第十三中「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を「肢体等特別支援学校」に改め、別表第十五中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第十六中「聾学校」を「聴覚特別支援学校」に改め、別表第十七中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改め、別表第十九中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第二十中「聾学校」を「聴覚特別支援学校」に改め、別表第二十一中「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校に限る。）」を「知的特別支援学校」に改め、別表第二十二中「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を「肢体等特別支援学校」に改め、別表第二十四中「盲学校」を「視覚特別支援学校」に改め、別表第二十五中「聾学校」を「聴覚特別支援学校」に改め、別表第二十六中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則の一部改正）

第十二条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和三十年文部省令第二号）の一部を次のように

改正する。

第一条（見出しを含む。）中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条中「令第一条第二項第一号」を「令第一条第三項第一号」に改める。

第三条中「令第一条第四項」を「令第一条第五項」に、「同条第一項」を「同条第一項及び第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第三項及び第四項」に改め、同条第三号中「令第一条第一項から第三項まで」を「令第一条から第四項まで」に改める。

（学校保健法施行規則の一部改正）

第十三条 学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、同項第二号及び第三号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第五条第六項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条第一項第五号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第二十六条第一項中「特殊教育諸学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下

同じ。）」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改め、同条第二項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第二十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

付録中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第六号様式から第十号様式までの規定中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則(昭和三十三年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第二条第三項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる

日とする。

一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日

5 法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる日とする。

一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかなる場合 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特

別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日

第六条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七条中「昭和五十七年」を「昭和五十三年」に改める。

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十五条 私立学校教職員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、養護学校」を「若しくは養護学校（それぞれ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）」に、「同法」を「私立学校法」に、「私立学校法施行の」を「同法施行の」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）

の一部を次のように改正する。

第一号様式（注）の1中「盲学校・聾学校・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同様式（注）の2を次のように改める。

- 2 「教科用図書」の区分欄は、「小学部視覚障害者用」、「小学部聴覚障害者用」、「小学部知的障害者用」、「中学部視覚障害者用」、「中学部聴覚障害者用」、「中学部知的障害者用」又は「一般図書」のいずれかを記載すること。

（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令の一部改正）

第十七条 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の高等部の学科を定める省令

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「、それぞれ」を削る。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、「それぞれ」を削り、同

条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科

<p>知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を行う学科</p>	
<p>七 歯科技工に関する学科</p> <p>一 農業に関する学科</p> <p>二 工業に関する学科</p> <p>三 商業に関する学科</p> <p>四 家庭に関する学科</p> <p>五 産業一般に関する学科</p>	

（就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則の一部改正）

第十八条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「心身の故障」を「障害」に改める。

第八条第三項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）」に改める。

別記第二号様式中「心の母親」を「母親」に改める。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第十九条 教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中特殊教育教員資格認定試験の項を次のように改める。

特別支援学校教員 資格認定試験	自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活 動教諭一種免許状	視覚障害教育
	自立活動（聴覚障害教育）		聴覚障害教育
	自立活動（肢体不自由教育）		肢体不自由教育
	自立活動（言語障害教育）		言語障害教育

第三条第二項、第九条第一項及び附則第四項中「特殊教育教員資格認定試験」を「特別支援学校教員資格認定試験」に改める。

(教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二十条 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(教科用図書検定規則の一部改正)

第二十一条 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成九年文部省令第四十号。附則第四条において「免許特例法施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四条第一項中「第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあつては」を「第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たつて、同項に規定する書類のほか」に改める。

(文部科学省組織規則の一部改正)

第二十三条 文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項及び第二十三条第四項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十四条第四項中「、盲学校、聾学校及び養護学」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十九条第二項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令の一部改正）

第二十四条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令

第一条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。
、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。
第三条第一号中「筑波大学附属久里浜養護学校」を「筑波大学附属久里浜特別支援学校」に改める。

(小学校設置基準及び中学校設置基準の一部改正)

第二十五条 次に掲げる省令の規定中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

一 小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)第九条第二項

二 中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)第九条第二項

(文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第二十六条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年文部科学省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表及び第六条の表中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削る。

(国立大学法人法施行規則の一部改正)

第二十七条 国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第二北海道教育大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表弘前大学の項及び岩手大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表宮城教育大学

の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表秋田大学の項中「教育文化学部附属養護学校」を「教育文化学部附属特別支援学校」に改め、同表山形大学の項及び福島大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表茨城大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表筑波大学の項中「附属盲学校、附属聾^{ろう}学校、附属大塚養護学校、附属桐が丘養護学校、附属久里浜養護学校」を「附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属久里浜特別支援学校」に改め、同表宇都宮大学の項、群馬大学の項、埼玉大学の項及び千葉大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表東京学芸大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表横浜国立大学の項及び新潟大学の項中「教育人間科学部附属養護学校」を「教育人間科学部附属特別支援学校」に改め、同表富山大学の項中「人間発達科学部附属養護学校」を「人間発達科学部附属特別支援学校」に改め、同表金沢大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表福井大学の項中「教育地域科学部附属養護学校」を「教育地域科学部附属特別支援学校」に改め、同表山梨大学の項中「教育人間科学部附属養護学校」を「教育人間科学部附属特別支援学校」に改め、同表信州大学の項及び静岡大学の項

中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表愛知教育大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表三重大学の項及び滋賀大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表京都教育大学の項及び大阪教育大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表神戸大学の項中「発達科学部附属養護学校」を「発達科学部附属特別支援学校」に改め、同表和歌山大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表岡山大学の項及び山口大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表鳴門教育大学の項中「附属養護学校」を「附属特別支援学校」に改め、同表香川大学の項、愛媛大学の項及び高知大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表佐賀大学の項中「文化教育学部附属養護学校」を「文化教育学部附属特別支援学校」に改め、同表長崎大学の項及び熊本大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改め、同表大分大学の項中「教育福祉科学部附属養護学校」を「教育福祉科学部附属特別支援学校」に改め、同表鹿児島大学の項中「教育学部附属養護学校」を「教育学部附属特別支援学校」に改める。

別表第三中

筑波大学附属盲学校
筑波大学附属聾学校
筑波大学附属大塚養護学校
筑波大学附属桐が丘養護学校
筑波大学附属久里浜養護学校

を

筑波大学附属視覚特別支援学校
筑波大学附属聴覚特別支援学校
筑波大学附属大塚特別支援学校
筑波大学附属桐が丘特別支援学校
筑波大学附属久里浜特別支援学校

に

改める。

(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正)

第二十八条 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「特殊教育特別専攻科」を「特別支援教育特別専攻科」に、「盲学校の」を「特別支援学校の」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四条第二項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部又は」を「特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

第二十九条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同項第二号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、「若しくは高等学校」の下に「(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下「旧盲学校等」という。))の高等部を含む。」を、「校長」の下に「(旧盲学校等にあつては、学校教育法

等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加える。

第二十二條第一項第二号中「若しくは高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加え、同項第三号中「又は高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加え、同条第二項第一号中「高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加える。

第二十三條第一項第二号中「若しくは高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加え、同条第二項第一号中「高等学校」の下に「（旧盲学校等の高等部を含む。）」を加える。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正）

第三十條 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項（見出しを含む。）中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十一条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。

）」を「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年文部科学省令第五号）第九条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新免許法施行規則」という。）」に、「新施行規則」を「新免許法施行規則」に、「盲学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改め、同条第二項及び第三項中「新施行規則」を「新免許法施行規則」に、「盲学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

（高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

第三十二条 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正す

る。

第五条第一項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を含む。）」に改め、「附則第五条及び」を削る。

附則第五条第一項中「高等学校において」を「高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「第八十号」の下に「。以下「改正法」という。」を加える。

附則第三項を附則第八項とし、附則第二項の前の見出しを削り、同項中「学校教育法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の教育職員免許法」を「新免許法」に、「この省令による改正後の教育

職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）を「新施行規則」に、「この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）」を「施行日」に改め、同項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の五項を加える。

（経過措置）

2 改正法附則第七条の規定の適用がある者についての改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第七条に定める修得方法の例にならうものとする。この場合において、この省令の施行の際現に同条の表第四欄に掲げる科目の単位を修得していない者については、当該科目は、特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

3 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧免許法別表第一の規定により改正法附則第五条第一項の表の上欄に掲げる同項に規定する旧免許状の授与を受けるために修得した旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成

十年文部省令第二十八号（附則第三項の規定により当該科目の単位とみなされるものを含む。）については、次の表に定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法（改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法をいう。以下同じ。）別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目の単位とみなすことができる。

<p>特殊教育に関する科目</p>	<p>特別支援教育に関する科目</p>
<p>教育の基礎理論に関する科目</p> <p>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>特別支援教育の基礎理論に関する科目</p> <p>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>聾^{ろう}学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚</p>

<p>身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域に関する心身に障害ある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>聾^{ろう}学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害ある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒について</p>

- 4 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が修得した特殊教育に関する科目の単位は、それぞれ前項の規定の例により特別支援教育領域に関する各相当の科目の単位とみなして、これを新免許法別表第七の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算するものとする。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合も、これと同様とする。
- 5 前項前段の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第二項の規定を準用する場合について準用する。
- 6 旧施行規則第七条第一項の表備考第四号に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校における教員としての経験年数は、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第七条第一項の表備考第四号に規定する特別支援学校における教員としての経験年数に通算することができ

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（以下「旧盲学校等」という。）に在学していた者に対するこの省令第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則（第三項において「新学校教育法施行規則」という。）第六十九条の五第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧盲学校等に在学している者については、当該者の旧盲学校等における履修を当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校における履修とみ

なして、当該特別支援学校の課程の修了、単位の修得又は卒業の認定をすることができる。

3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する新学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項において読み替えて準用する新学校教育法施行規則第六十三条の三の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるものとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。

(教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則(この省令第九条による改正前の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。)第六十三条又は第六十三条の二の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科免許状(改正法附則第六条第一項に規定する特殊教科免許状をいう。以下この項において同じ)は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則(この省令第九条による改正後の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。)第六十三条又は第六十三条の二の規定に基づき授与される自立教科等免許状(改正法附則第六条第一項に規定する自立教科等免許状をいう。以下この項において同じ。)とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ

れ当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科免許状	自立教科等免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科助教諭

助教諭の臨時免許状	の臨時免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の一種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状

<p>の一種免許状</p>	<p>免許状</p>
<p>被服の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状</p>	<p>被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状</p>
<p>被服の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状</p>	<p>被服の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状</p>
<p>視覚障害教育の自立活動についての盲学校自立活動教諭の一種免許状</p>	<p>視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状</p>
<p>聴覚障害教育の自立活動についての聾学校自立活動教諭の一種免許状</p>	<p>聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状</p>
<p>肢体不自由教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の一種免許状</p>	<p>肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状</p>
<p>言語障害教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の一種免許状</p>	<p>言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状</p>

2 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科特別免許状（改正法附則第六条第二項に規定する特殊教科特別免許状をいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与される自立教科等特別免許状（改正法附則第六条第二項に規定する自立教科等特別免許状をいう。以下この項において同じ。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、施行日において、それぞれ当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。

<p>特殊教科特別免許状</p>	<p>自立教科等特別免許状</p>
<p>理療の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状</p>	<p>理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状</p>
<p>理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状</p>	<p>理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状</p>
<p>音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状</p>	<p>音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状</p>

理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
視覚障害教育の自立活動についての盲学校自立活動教諭の特別免許状	視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状
聴覚障害教育の自立活動についての聾学校自立活動教諭の特別免許状	聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状
肢体不自由教育の自立活動についての養護	肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校自立

学校自立活動教諭の特別免許状	活動教諭の特別免許状
言語障害教育の自立活動についての養護学	言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活
校自立活動教諭の特別免許状	動教諭の特別免許状

3

改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法（改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）をいう。

以下同じ。）別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、次の各号に掲げる旧盲学校等の区分に応じ、当該学校の教員として在職した年数を、それぞれ当該各号に定める教員として在職した年数に通算することができる。この場合において、同欄に規定する実務証明責任者は、当該各号に掲げる学校の設置者が設置する特別支援学校の教員についての同欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項、第九項及び第十二項の場合においても同様とする。）。

- 一 盲学校 特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
- 二 聾学校 特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する教員

三 養護学校 特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域を担任する教員

4 前項の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第一項の規定を準用する場合について準用する。

5 新免許法別表第三、別表第八及び附則第九項の表の第三欄並びに別表第五の第二欄に定める特別支援学校の各部の教員又は職員（以下この項において「教員等」という。）としての最低在職年数の算定については、旧盲学校等の各部において教員等として在職した年数を、特別支援学校の相当する各部において教員等として在職した年数に通算することができる。

6 この省令の施行の際現に理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位を修得するために認定課程を有する大学又は文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学又は教員養成機関において当該必要とされた単位数を修得したものは、それぞれ相当する免許状の授与を受けるために必要な新免許法施行規則第六十四

条第一項の表下欄に定める単位数を修得したものとみなす。

7 施行日前に旧免許法施行規則第六十四条第一項の規定により理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した同項の表下欄に定める科目の単位については、教育職員免許法の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第三十一号。第十項において「十八年改正省令」という。）附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位とみなすことができる。

8 旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める盲学校教員養成機関又は聾^{ろう}学校教員養成機関の在学又は卒業は、新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める特別支援学校の教員養成機関の卒業又は在学とみなすことができる。

9 第一項の規定により同項に規定する自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ改正法第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校又

は聾^{ろう}学校の教員として在職した年数を、同項の表備考第二号に規定する視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。

10 第一項の規定により自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が旧免許法施行規則第六十四条第三項に定めるところにより修得した単位は、それぞれ十八年改正省令附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条の表備考第二号に定めるところにより修得した単位とみなして、これを新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

11 旧教育職員免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の各部の教育についての教育実習は、新免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する特別支援学校の各部の教育についての教育実習とみなす。

12 旧免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の

各部における教員としての経験年数は、新免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する特別支援学校の各部における教員の経験年数に通算することができる。

13 旧免許法（改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法をいう。）第十六条の五第一項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師の職は、新免許法施行規則第六十八条及び第十九条に規定する新免許法第十六条の五第一項の規定による特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とみなす。

14 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する特別支援学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員とみなす。

（免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に旧盲学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第二項に規定する介護等の体験を行った者に対するこの省令第二十二条の規定による改正後の免許特例法施行規則第一条の適用については、同条に規定する

期間には、当該者が旧盲学校等において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧盲学校等における介護等の体験に関するこの省令第二十二条の規定による改正後の免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。